平成27年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年9月25日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年9月25日(金) 午前9時30分

4 応招議員

伊藤和子 1番議員 2番議員 小澤哲夫 3番議員 吉筋惠治 中根幸男 4番議員 5番議員 鈴木托治 6番議員 彰 西田 7番議員 太田康雄 進 8番議員 亀 澤 9番議員 山本俊康 10番議員 榊 原 淑 友 11番議員 片 岡 小 沢 一 男 健 12番議員

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 村 松 藤 雄 副町長 鈴木寿一 教育長 比奈地敏彦 総務課長 杉山真人 防 災 監 村松利郎 企画財政課長 長 野 了 税務課長 村松也寸志 住民生活課長 幸田秀一

保健福祉課長 産業課長 村松富夫 三浦 強 建設課長 村 松 弘 上下水道課長 大場満明 学校教育課長 西谷ひろみ 社会教育課長 鈴木富士男 西 谷 勉 次 病院事務局長 会計管理者 村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第57号 森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に ついて

議案第58号 森町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第59号 平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)

議案第60号 平成27年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第61号 平成27年度森町病院事業会計補正予算(第1号)

認定第 1号 平成26年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成26年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

認定第 3号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

認定第 4号 平成26年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成26年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について

認定第 6号 平成26年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について

認定第 7号 平成26年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について

認定第 8号 平成26年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決

算認定について

議案第63号 平成27年度森町一般会計補正予算(第4号)

<議事の経過>

議 長

(榊原淑友 君)出席議員が定足数に達しておりますので、 これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、病院事務局長から発言を求められておりますの で発言を許します。

病院事務局長。

病 院 事務局長

院 (西谷勉次 君)病院事務局長です。お手元に正誤表を配布 長 させていただきましたが、平成26年度事業会計決算書附属資料18ペ ージになりますが、キャッシュフロー計算書の右上に単位表示が千 円と記載されておりますが、円の誤りであります。本日に至っての 訂正となり、大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

議長

(榊原淑友 君)日程第1から、日程第5までの議案5件を 一括議題とします。

本件は、いずれも9月11日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

第一常任委員会委員長、亀澤進君。

8番議員

(亀澤 進 君) 平成27年度森町議会定例会、第一常任委員会、委員長報告をいたします。

去る、9月11日、本会議において、第一常任委員会に付託されました案件は、議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)にかかる所管事項について」、議案第60号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」、議案第61号「平成27年度森町病院事業会計補正予算(第1号)について」、以上議案4件であります。

去る、9月15日、付託されました議案4件の審査のため、委員会 を招集し、審査を行いました。その審査の経過並びに結果を報告い たします。

午前9時30分、議員控室において、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。

議長、副町長よりご挨拶を頂き、付託議案を確認した後、審査に 先立ち、森町総合体育館建設事業箇所、天方小屋内運動場耐震補強 事業箇所、草ケ谷地内火の見櫓撤去工事箇所、円田地内火の見櫓及 び防火水槽撤去工事箇所の4箇所を現地視察いたしました。

それぞれの現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場 議員控室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認後直ちに審査に 入りました。

議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る 企画財政課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説 明を受けた後、質疑に入りました。

固定資産台帳整備支援業務委託料3,737千円は、具体的にどういう物件の台帳整備をしていくのか、との問いに、町有物件である一般会計に当たる全ての固定資産が対象となる。公園、学校等の土地建物等の公有財産、及び道路、河川等のインフラ、他に備品等である。備品については、総務省からの指針で500千円以上が基準となっているが、各自治体で金額や詳細について基準を設定できることになっているため、今後、検討していきたいと考えている。対象外の物件は、一般会計以外の森町病院、上下水道の施設等であるとの

答弁でした。

町有林は入るのか、との問いに、町有林も一般会計の公有財産で あるので、対象と考えているとの答弁でした。

以上で企画財政課所管事項を終了し、次に議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と し、特に補足説明はなく、質疑に入りました。

開示請求権の法定代理人について説明を、との問いに、未成年者 や成年被後見人の代理人は、保有個人情報については今まで通り法 定代理人のみであり、保有特定個人情報については任意の代理人で も開示請求することができるようになるとの答弁でした。

第12条第2項に、「実施期間は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、中略、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。」とあるが、どんな状況が想定されるか、との問いに、事故や災害時等の緊急時において、負傷者等が医療機関に搬送されたときに情報を家族に提供する、という状況などが想定されるとの答弁でした。

「保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。」とあるが、特定の部局又は機関について説明を、との問いに、例えば、国民健康保険、介護保険、課税所得などが同時に関わってくることがあるため、住民生活課、保健福祉課、税務課などが考えられるとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第59号「平成27年度森町一般会計補正 予算(第3号)に係る総務課所管事項について」を議題とし、担当 課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

拠点防災倉庫に保管する防災資機材購入個数の根拠は、との問い に、今までは第三次被害想定の個数であったが、今回第四次被害想 定の個数に2箇年計画で進めていく。

トイレについては、27年度に60台を、28年度は50台ぐらいを予定 しているとの答弁でした。 火の見櫓の数は、また、今後順次解体していくのか、との問いに、 現在44基の火の見櫓を把握している。経年劣化や使用していない状 況もあり、また、維持費もかかることから、順次、町内会からの撤 去要望に応じているとの答弁でした。

町内会公民館整備補助金の内容は、との問いに、本町公民館のトイレを公共下水道に接続する工事費と和式から洋式に変えるトイレの改修費、照明のLED化にかかる工事費、総額1,677千円の工事費の3分の1を補助するものであるとの答弁でした。

社会保障・税番号制度システムのセキュリティ対策は、との問いに、年金機構への攻撃事例を踏まえ、インターネットにつながる回線を対象に、標的型サイバー攻撃の検知装置という形で、ネットワークの監視装置とメールの監視装置を今までのセキュリティに加えて導入するとの答弁でした。

以上で総務課所管事項の審査を終了し、しばらく休憩の後、傍聴者1名を許可し、午後1時、議案第61号「平成27年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

シャッター倉庫に保管する診療諸記録等の処分年限は、診療諸記録等の保管に適した倉庫なのか、との問いに、保存期間は、最終来院日又は死亡時から紙カルテを10年、レントゲンフィルムを5年としているため、それらとその診療諸記録等が増大している。シャッター倉庫は、紙カルテやレントゲンフィルム以外の廃棄が近い診療諸記録を整理し一時的に保管するための倉庫である。診療諸記録自体は個人情報が極めて少ないものであるとの答弁でした。

シャッター倉庫の規模は、との問いに、10平方メートル弱であって建築確認のいらない倉庫である。カルテは病歴室に、フィルムについては家庭医療クリニック2階の倉庫等に一元的に整理し管理をしていくとの答弁でした。

電子カルテの保存期間は、との問いに、電子カルテについても同様の保存期間となると思うが、場所を取るものではないので、半永

久的に保存されていくものと考えるとの答弁でした。

病院経営について今年度の見通しは、との問いに、1名欠員となっていた内科の医師が9月から来ている。下半期では体制も整ってくるので、挽回していきたい。一般会計からの繰入金は今回で400,000千円となるが、最終的には昨年同様520,000千円くらいにはなると思うので、それ以上にならないよう経営努力をしていきたいとの答弁でした。

今後の医師・看護師の確保はどうか、との問いに、医師については今のところ情報はないが、外科・整形外科についても不足しているところなので、充実するよう努力していく。看護師については、中途採用者の受入れや東海アクシスから来年2名の新規採用も予定しているため、現体制は維持していける。

人口減少の観点から今後患者数が減っていく可能性があるため、もっと患者を運んでくることを考えてみてはどうか、との問いに、高齢の患者が増えてくる中では、病院まで足を運ぶのが困難となり、外来の患者が減ってくることも考えられる。患者の足の確保等何らかの方策は考えていかなくてはならないと思う。医療の方向性としては、在宅医療や地域包括ケアシステムなどを構築していかなくてはならないため、病院としての採算性は厳しくなっていくかもしれない。そういう中で医療の質を維持していくには、一般会計からの支援も必要となるかもしれないとの答弁でした。

毎年500,000千円もの繰入れを考えると、民営化や特別優秀な医師を確保する等抜本的な経営改革が必要では、との問いに、交付税として300,000千円以上のお金が入ってくるため、町が単独ですべて出しているわけではない。現在の医療連携社会では、病院の規模によって概ね役割が決まってくる。病床数や設備の面からみても、3次医療を担うことは不可能と考える。指定管理等民営化の先進事例を見ても、医療サービスの低下や繰入金の増加事例も多くある。今後も中東遠地域における森町病院の役割をしっかり認識していただき、応援をしていただきたいとの答弁でした。

患者説明スペースについて説明を、との問いに、現在は1箇所院内に設置してあるが、診療科の診察室から非常に遠いところにある。今回、フィルムとカルテを移動することによって、それぞれの診療科内にスペースが生まれる。そのスペース内で、看護師等から診察後の説明を受けられるようになるとの答弁でした。

内科・外科・整形外科の3科に説明スペースを設置するのか、と の問いに、医師以外のスタッフがいろいろな説明に使うが、すべて に設置するかどうかは今後検討していくとの答弁でした。

以上で森町病院に係る審査を終了し、次に教育長にご挨拶を頂いた後、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

天方小屋内運動場を過去に2回測定した耐震数値は、との問いに、第1回目が平成5年で0.91、国交省の基準は0.6以上、文科省の基準は0.7以上あれば、倒壊の心配は低いということであるが、目標数値は国が1.0以上、県が1.2以上を掲げている。第2回目は平成20年度で、設計士に簡易的に診てもらっただけの正式な診断ではない。

老朽化が大分進んでいるように見えたが、補強だけで大丈夫なのか、との問いに、概算では建て替えの方が随分高額になることを確認しているため、IS値1.5以上を目指した補強と大規模改修を併せて実施する委託事業となっているとの答弁でした。

図書購入に当たって、どのような本を予定しているのか、との問いに、森小と森中にあっては平成25年と26年に藤本氏の寄附金をもとに、ふだん学校の図書購入費ではなかなか買えないような、1冊数千円する図鑑や百科事典、年鑑などを購入している。今回は図書の充足率を達成していない学校を主に配分することとしていて、文学書や伝記ものなどを考えている。中学については、進路指導用にキャリア教育等職業に通ずるものなどを考えているとの答弁でした。

小中学校の読書状況は、との問いに、各学校、毎朝、朝読書を実

施している。森中学校区にあっては、各教室に藤本文庫として30冊の本を置き、1年かけて一人30種類以上の読書をすることを目標に実施している。マイブックと言って、自分が一番好きな本を読むということを各学校で啓発している状況では、短編物の小説や伝記ものをコンスタントに入れ替えて読む子供がいる。具体的にきちっとした読書状況は把握していないが、必要最低限の読書状況は把握できるよう努力していきたいとの答弁でした。

以上で学校教育課に係る審査を終了し、次に議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

遠州の小京都文化財看板整備委託料について詳細を、との問いに、 庵山に観音様を挟んで右側に3基、左側に2基の石碑がある。観音 様のすぐ左側にある石碑は、大洞院の住職であった秋野孝道氏が観 音様建立に併せて歌を詠んで掲げたものと推測される。観音様のす ぐ右側にある石碑は、昭和38年に、森町茶商協会が、廣澤虎造の「森 の石松」の枕詞を彫って掲げたものである。その右側の石碑は、日 本を代表するお茶の貿易商人であった村松吉平氏、横浜の商売では 第2番目の売り上げたといわれる、全国でも有数の茶商人の顕彰碑 である。これら3基の石碑に看板を設置するもので、大きさは、森 の石松と村松吉平氏が、横90センチ、縦60センチの傾斜型説明版。 秋野孝道氏は、縦180センチの柱状の紹介版を考えているとの答弁 でした。

小京都との関わりは、との問いに、産業課とタイアップして看板を作っていこうということになっている。文面の中に小京都たる由縁を加え、足並みを揃えていく。縁取りを共通にしたり、遠州の小京都の肩書を入れるとか、そういう工夫をしていったらどうかと考えているとの答弁でした。

総合体育館の職員体制は、との問いに、今までの職員体制に加え、 トレーニング室を管理するための臨時職員2名を雇用して運営して いくとの答弁でした。

今回購入予定の健康ベンチとランニングコースに置くベンチについて内容を、との問いに、外構工事の中で何基か健康ベンチが入っているが、それに加えて今回頂いた寄附金を基に健康ベンチ2基を設置する。1台は腹筋のトレーニングもできる腹筋ベンチ、もう1台はストレッチができるストレッチベンチである。設置は、芝の緑地帯にしっかりと固定し、使用説明看板も設置する予定である。ランニングコースに置くベンチは、木製移動型背もたれ付きベンチの3人用と4人用を組み合わせて、柱と柱の間に置いて、100人強座れる計算であるとの答弁でした。

高性能プロジェクターについて説明を、との問いに、屋外や映画館等で使用されている高精細かつ大画面の映像を映すことが可能である。内訳は、DLP方式プロジェクター1台、投写レンズ1本、プロジェクター用スタンド1台、操作用スイッチャー1台、操作用モニターテレビ1台であるとの答弁でした。

プロジェクター購入の経緯は、との問いに、今までは舞台袖の客席にプロジェクターを置いて放映していたが、使い勝手が悪いため、文化会館が委託している業者に意見聴取を行い、機種の選定をし、補正計上した。また、講演等ステージ上から映像操作や音が出せるようにするため、ステージから映写室までの配線も必要となることから、少し高めの予算となったとの答弁でした。

プロジェクターの移動も可能か、との問いに、可能であるが、当 分は大ホール専用で使用していきたいとの答弁でした。

以上で社会教育課に係る審査を終了し、次に議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

保健福祉センターのベランダ修繕と小規模保育所開設との関連性は、との問いに、老朽化については以前より把握していたが、小規模保育所開設のための工事の際、改めて危険性の高さを確認し、木

製の転落防止柵をアルミ製の転落防止柵に変えることにしたとの答弁でした。

転落防止柵取替えの内容は、との問いに、現在、コンクリートベースに木製の土台と転落防止柵が設置されているが、木の腐食が著しいため、コンクリートベースに直接アンカーを打ち、延長32.7メートル、高さ1.2メートルのアルミ製転落防止柵を設置するとの答弁でした。

インフルエンザ予防接種委託料と負担金について詳細を、との問いに、ワクチンの種類が3種類から4種類となったため、1人当たり1,069円の増加となった。接種の際個人が負担する千円については、値上げをせず据え置くことにした。対象者は当初予算に計上した65歳以上の方6,098人の約65パーセントを見込み、森町が設置する病院に1,394人分の負担金を、それ以外の病医院に2,584人分の委託料を計上したとの答弁でした。

65歳未満の方が接種する予防接種の金額が医院によって違うと聞いているがなぜか、との問いに、磐周医師会が決めた基準額は、ワクチン代が1,690円、初診料が2,820円、注射手技料が330円、手数料が150円、消費税が加わり、合計5,389円となっている。この金額は、飽くまで基準額であり、任意接種の予防接種は保険外診療となるため、独禁法の観点からも、金額設定は自由となる。各病医院、診療に支障を来さない程度の金額設定をしていると思うとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第60号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

償還金が例年より多いが説明を、との問いに、一つ目の理由として、平成26年度は資金管理を安定的に行うために、国県の負担金を多めに交付申請した。二つ目の理由として、年度末に至り、介護給付費が見込みを上回らなかった。これらの理由により大型の返還が生じたとの答弁でした。

雑入の介護認定審査会負担金返還金について説明を、との問いに、 当初、納入額6,943千円を袋井市に交付し、26年度、実質負担額が6, 158,500円となったため、784,500円の精算額が発生し、今回返還さ れることになった。負担割合は、基礎割が3割、審査人数割が7割 となっているとの答弁でした。

森町で介護給付を受けている方は何人いるのか、との問いに、平成27年7月末時点で、介護認定者の総数が1,051人、在宅型の受給者数が632人、地域密着型の受給者数が85人、施設入所型の受給者数が200人となっているとの答弁でした。

他市町と比較して介護認定者数の割合は、との問いに、65歳以上の認定率は18パーセント程度で上から2番目、65歳から74歳までの前期高齢者の認定率は下から2番目となっているとの答弁でした。

他に質疑はなく、保健福祉課に係る審査を終了しました。

以上で付託された全議案の審査は終了し、各議案の討論を省略し、 それぞれ1件ずつ採決を行いました。

議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例について」、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第 3号)にかかる所管事項について」、議案第60号「平成27年度森町 介護保険特別会計補正予算(第1号)について」、議案第61号「平 成27年度森町病院事業会計補正予算(第1号)について」は、いず れも全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上が、平成27年度9月議会定例会、第一常任委員会の審査の経 過と結果であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告 を終わります。

議長

2番議員

(榊原淑友君)第二常任委員会委員長、小澤哲夫君。

(小澤哲夫 君) 平成27年9月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告を致します。

去る9月11日の本会議において、第二常任委員会に付託されました案件は、議案第58号「森町手数料条例の一部を改正する条例につ

いて」、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る所管事項について」、以上議案2件であります。

付託された議案審査のため、去る9月15日に委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月15日午前9時30分、委員会室に全委員出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。

はじめに副議長と町長よりご挨拶を頂きました。

審査に先立ち、森町総合体育館建設工事、本町2号線改築工事箇所、向天方中央線改築工事箇所、中坪1号線測量設計業務箇所、大上宮奥線道路災害復旧工事箇所、一宮圃場6号線改築工事箇所、牛飼三川線舗装改良工事箇所、大門団地外壁修繕工事箇所の計8箇所の現地視察を行いました。

それぞれの現地において、担当課職員より説明を受けた後、委員会を再開し、審査の方法を確認後、直ちに審査に入りました。

議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る 建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受 け、質疑に入りました。

禊橋開通式の予定日時及び出席人数等の規模はとの質問に、10月 24日土曜日午前10時10分を予定し、出席者については、県議会議員、 町議会議員、地元の関係者等で66名を予定しているとの答弁でした。

禊橋の親柱はどの程度のものかとの質問に、県道に係る標準的な親柱については、県が負担するものだが、市町が要望しグレードアップする分については、その分については市町が負担することになっている。禊橋については、明神通り振興会等の地元の要望もあって、袋井土木事務所に要望し、当初計画では、1,357千円であり、このうち県負担が357千円で、町の当初予算は1,000千円で計上した、信頼があり安心した材質のものということで2,857千円となり当初予算より1,500千円多くなり追加補正するものとなった、御影石でギボシがついて高さ164センチメートル、4本となっており、名前

も杭迫先生による文字となっているとの答弁でした。

森川橋の親柱は幾らであったかとの質問に、4本で9,660千円であったとの答弁でした。

町道維持工事費2,500千円、道路舗装業務費10,000千円があるが、 当初予算で町道維持工事費3,000千円、道路舗装業務費13,000千円 があり、この執行率はとの質問に、町道維持工事費は、6路線で99 パーセントの執行率で、道路舗装業務費は、12件で86パーセントと なっているとの答弁でした。

町道維持工事費2,500千円の予定箇所はどれだけあるのかとの質問に、草ケ谷旭自動車南の橋の橋台部分の土が水に流され、早急な措置が必要な箇所、円田森駅線で森駅から栄町方面に向かう通り、向天方太田川線の太田川左岸の道路、南町1号線の区画線が消えている箇所の4路線を予定しているとの答弁でした。

町道改築工事各路線の工期はとの質問に、発注はこれからだが、 向天方中央線は10月末から3月中旬、牛飼三川線は10月末から1月 末、本町2号線は10月末から1月末、一宮圃場6号線は11月から3 月中旬で、中坪1号線は測量設計業務が10月末から3月中旬の予定 であるとの答弁でした。

町道整備工事無指定8,000千円があるが、当初予算の15,000千円についての執行率は、また、今後の予定はとの質問に、15,000千円の予算のうち中遠広域組合分、飯田財産区及び一宮財産区分が7,000千円あり、残りの8,000千円は、ほぼ90パーセントの執行であり、今後については、必ずこれを行うとの予定はないが、各町内会の要望全部には応えられないので、優先度・危険度も考慮に入れバランスよく執行していきたいとの答弁でした。

河川維持改修費の町単独河川改修事業の使用料及び賃借料であるが、当初予算では1,200千円があり、今回の補正で1,100千円となっているが、この使途についてはとの質問に、当初予算の1,200千円では、円田地内の上川原、城下、向天方地内の浚渫を行い、執行率が9割を超えている。この河川改修・浚渫についても無指定で行っ

ており、補正予算についても優先度を考慮に入れバランスよく執行 していきたいとの答弁でした。

大門団地外壁修繕工事では、この予算ではほぼ南側だけということで、内部の修繕はどのように、また、幾らぐらい使ってきたかとの質問に、本年度については、キッチンの床修繕に162千円、外灯の修繕に3,500円、ドアシリンダーの取替え等を行った。また、入退去があると畳やふすまの張替等を行っている。このほか、平成19年度には屋上の防水工事、平成22年度には階段の手すり設置工事、平成24年度に東西の壁面にコーキング工事、平成25年度に南面のひび割れ部分のコーキング工事を実施してきた。町営住宅の長寿命化計画を作り、社会資本整備交付金を受けることになり、その範囲内で改修工事を行っていくとの答弁でした。

建築物等耐震化促進事業費補助金について、希望者が多く当初予算では対応できなくなり、追加補正するとの説明であったが、現在の申請者の件数、またその中で高齢者の件数はどれだけか、また今後の予定件数はとの質問に、木造住宅の補強計画策定事業では、現在の実績で4件あり、これから実施したいとの相談等を含め7件ある。このうち一般世帯が3件、高齢者世帯が3件、1件は相談段階で確定していない。補強工事についても、この補強計画を策定した世帯が行うこととなっている。補正ではそれぞれ4件分を計上したが、今後、袋井土木事務所と合同で戸別訪問によりPRすることで、工事期間等の関係もあり年内ぐらいまでには計10件としていきたいとの答弁でした。

スマートインター周辺道路案内標識等設置工事では、大型看板 2 基ということだが、誘導のルートはどのようなところかとの質問に、 森市街への誘導ということで、スマートインターから南に進み、ビップ急送から左に進んでライスセンターのところの信号があるが、 ビップ急送の所とライスセンター手前の所に 2 箇所大型看板をつけるとの答弁でした。

愛知県側の新東名開通が1年ほど遅れるとのことであったが、い

つ頃開通するのかとの質問に、このほど、東京で新東名促進大会があり、この中で国土交通大臣から桜の咲くころまでにはという発言があったと聞いているので、3月までの年度内に開通ということで理解しているとの答弁でした。

PA周辺案内看板等設置工事については、どのあたりに設置するのかとの質問に、遠州森町パーキングには上下線ともぷらっとパークが設置されているが、スマートインターと入り口が共有されていて、どちらに進んでいいのか分からないという苦情があり、広域農道からこの先にぷらっとパーク、スマートインターがあるという看板と、下り線については、料金所手前に、左折をするとスマートインター、直進するとぷらっとパークという補助的な誘導看板、上下線とも料金所から出て森市街方向等を示す大型看板、合わせて大型看板2基、小型看板4基の設置を考えているとの答弁でした。

大上宮奥線の災害復旧工事の工期はとの質問に、9月17日に査定を受け事業費が決まるが、工期は10月末から2月始ころまでとし、正月があるので構造物については年内に納めて、舗装終了が1月となる見込みとしたいとの答弁でした。

以上で建設課所管の審査を終了し、次に議案第59号「平成27年度 森町一般会計補正予算(第3号)に係る産業課所管事項について」 を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

一宮総合センター維持補修費で非常灯のバッテリー切れということだが、定期点検等で発見されたのかとの質問に、平成27年6月に行われた消防用設備定期点検で、不良が発見されたものとの答弁でした。

以上で産業課所管の審査を終了し、議案第58号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

通知カードについて、若い人たちはすぐには個人番号カードを申請しない場合があると思われるが、この場合、いつまで無料となっているか、また、通知カードの有効期限はあるのかとの質問に、最

初の個人番号カードの発行手数料は無料とされている。通知カード については、有効期限はなく、そのまま持っていることになる、個 人番号カードを取得する場合には、引換えになるので、個人の手元 には残らないとの答弁でした。

個人番号カードの発行に伴って、住民基本台帳カードの更新はなくなるということでよいか、また個人番号カードは、10回目の誕生日まで有効期間があってということで、それを迎えると更新ではなく再交付ということで800円の手数料が必要かとの質問に、住民基本台帳カードの更新はなくなる、個人番号カードについては、初回の交付は無料で、紛失等による場合の再交付は、800円の手数料がかかるが、10年後のカード更新時については、まだ示されていないとの答弁でした。

個人番号カードのシステムが、まだ不十分であると思われるが、 今の住民基本台帳カードの発行枚数は、またその利用内容はとの質 問に、住民基本台帳カードは401枚で、写真付きであれば身分証明 書としての利用が中心で、特にお年寄りの本人確認のため運転免許 証の代わりとなっている、また公的個人認証サービスを受け、イン ターネットからの確定申告に利用しているとの答弁でした。

個人番号カードを子どもが申請する場合、親が代理人になるのは何歳までか、との質問に、15歳未満の場合には親権者が申請できる との答弁でした。

個人番号カードを紛失した場合には、再交付することになるが、 その紛失したカードと再交付カードとの違い、識別するものがある のか、悪用されない対策があるのかとの質問に、1枚目と2枚目と の違い・識別については現在分からない、紛失した場合は、直ちに コールセンターに届出をすることにより、そのカードは使えないこ ととなるとの答弁でした。

次に、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号) に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補 足説明を受け、質疑に入りました。 通知・個人番号カード事務費委任交付金6,734千円は、カードの作成費が主なものであるのか、また個人番号カードの作成については何名分を予定しているのかとの質問に、地方公共団体情報システム機構、JーLISに、国からの交付金6,734千円全額を委任交付金とするもので、カード作成・印刷・封入・郵送料等の業務が含まれており、町が負担するのは、通知カード返戻分の郵送料等で、通信運搬費98千円を計上している、また交付金6,734千円の根拠は、国が人口割りにより算出・通知してきたもので、個人番号カードの利用予定人数等を推計したものはないとの答弁でした。

個人番号カードの窓口での交付のとき、耳の遠い人には大きな声で説明すると想定され、このような場合の個人情報保護の対処法はどのようにするか、また役場での業務が多くなり、負担が重くなったのではないかとの質問に、耳の遠い人への対処としては、個人情報は口に出さず、筆談で行うなどとし、業務については、多くなったが、通知カードの返戻分の実態調査や、個人番号カードの窓口交付など、これからの方が業務量が多くなると予測されるとの答弁でした。

個人番号カードの交付のとき、家族の分をまとめて代表が受け取ることはできるのか、高校生などは平日に役場に来られないのではないかとの質問に、やむをえない事情があり代理人が受け取る場合は、本人確認の書類がかえって多くなり、時間・手間がかかる、水曜日は夜7時まで窓口業務を行っているので利用していただきたい、また申請者が多ければ、個人番号カード交付に限って土曜、日曜日に行うこともありうるとの答弁でした。

以上で住民生活課所管の審査を終了し、付託された全議案の審査 を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いま した。

議案第58号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」、 議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に係る所 管事項について」、以上議案2件については、いずれも委員の賛成 多数により、原案のとおり可決されました。

以上が、平成27年9月森町議会定例会、第二常任委員会の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告 を終わります。

議長

(榊原淑友 君)以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「質疑なし」と認めます。

これから討論・採決を行います。

日程第1、議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部 を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君)議案第57号、「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」の施行に伴うも のと提案説明がありました。

個人番号(マイナンバー制度)、国民一人一人に特定の番号(個人番号)を附番し、様々な機関や事務所などに散在するあらゆる個人情報を個人番号によって名寄せ、参照することを可能とすることで、行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度と認識するものであります。

一つの番号で容易に、国民一人一人の個人情報を結び付けて活用する番号制度は、それを活用する側にとっては極めて効率的なツールでありますが、それは町民一人一人の個人情報が容易に名寄せ・

集積されるということであり、ひとたび流出し、悪用されたりすれば、甚大なプライバシーの侵害やなりすましなどの犯罪等の危険性を飛躍的に高めることになります。

更にコストの問題もあります。個人情報保有機関を結ぶITインフラである情報連携システムを不可欠の構成部分としていることから、危険性への対処も意識し複雑なシステム設計を行ったため、300,000,000千円以上の費用と今後の維持管理費を考えると莫大な税金を投入しなければならないということです。

更に20日付けの新聞報道では「カード発行に顔認証システムの導入が検討されている」と伝えられています。全国すべての市町村機関に設置するとすれば、これまたどれだけのお金がかかるのか予想もつかないのであります。消費税の軽減税率導入論議の中で、「マイナンバーカードを利用させて還付する、カードのないものには還付できない」などと言い放つ財務大臣には本当に腹が立ちます。

IT利活用で先行した「住基ネットサービス」が「マイナンバーカード」導入で15年末で廃止となりますが、導入から13年目、「セキュリティに優れたICカード」(総務省)とうたわれ、行政手続の簡素化や、各市町村独自の活用も可能と言われてきたが、2014年3月末までのカード発行枚数は全国で834万枚、有効期限にあるカードは666万枚と人口比率の5パーセント強、森町でも500枚に届かない401枚という状況の中で、マイナンバーカードの導入は危険が伴い、個人に責任がかぶせられ、大したメリットはなく、個人情報が丸裸にされ、社会保障の厳格化による削減、行政職員への過重負担、中小商工業者には厳しい経済状況の中、法人カードシステムの導入には人的、金銭的に負担を強いられと、良いことはありません。

国民も訳が分からないこともあるでしょうが、権力の思惑を肌で 感じるのではないでしょうか。このような状況の中で、マイナンバ 一制度導入を前提とした条例改正に反対をするものです。議員各位 のご賛同をお願いいたしまして私の反対討論といたします。

· | (榊 原 淑 友 君) 他に討論はありませんか。

議長

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君)7番、太田康雄でございます。ただ今討論に付されております、議案第57号、「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場より討論を行います。

先ほど、西田議員から反対の討論がなされました。マイナンバー制度そのものに対して反対であるから、それに関する本条例は反対であるという趣旨であったかと聞いておりました。

マイナンバー制度につきましては、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的とした制度であり、本年10月5日より通知カードの発送事業が始まります。

国が制度として行う事業であり、一地方自治体である森町は、森町の町民がマイナンバー制度の利便性を十分享受できるよう、このシステムの導入に向けて準備をしているところであります。

また、本条例は先ほど西田議員が申されましたリスク、確かに個人情報を取り扱うことについてはリスクを伴うものでありますが、そのリスクを最低限抑えるための対応策として、本条例の一部改正が行われるものであります。

私は、森町の一町民として、また一議員として、この国が進めようとしているマイナンバー制度の利便性を森町民が、他の自治体の住民に劣ることなく、同様にその利便性を十分享受できるように、また、併せてリスクから守られるように、この森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が必要であると考え、本条例に賛成の立場で討論をいたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

議長

(榊原淑友 君)他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 多 数)

議長

(榊原淑友 君)起立多数です。

したがって、議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第58号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(榊原淑友 君)「討論なし」と認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長

(榊原淑友 君)起立多数です。

したがって、議案第58号「森町手数料条例の一部を改正する条例 について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君)6番、西田です。議案第59号「平成27年度 森町一般会計補正予算(第3号)」に、反対の立場で討論いたしま す。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302,459千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,78

1,753千円とするものになっております。

歳出においては、予防費におけるインフルエンザHAワクチン接種におけるワクチン価格の上昇分に対する補正を始め、森町病院経営基盤強化のための50,000千円の操出、道路新設改良費79,949千円や、耐震補強助成事業の増加対応などがあり、町民要望に応えるものとは思いますが、先ほどの条例改正での討論でも申し上げましたように、マイナンバー法に対応した2款1項10目、情報管理費委託料5,929千円や、4項1目、戸籍住民基本台帳費7,447千円であり、歳入においての14款2項6目3節の国庫補助金も個人番号カード交付金事業にかかるものであり認められません。

先ほど申し上げてございますので多くは申し上げませんが、町民にとってメリットらしきものはなく、国によって個人情報だけはしっかりと管理され、万が一情報漏れがあっても、リスクの担保もなく個人責任となることはおおよそ予想ができます。

町民要望に応える以上に大事な問題ととらえることから、私は補 正予算3号に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしま して討論といたします。

議長

(榊原淑友君)他に討論はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員

(中根幸男君)4番、中根幸男でございます。

ただ今討論に付されております議案第59号「平成27年度森町一般 会計補正予算(第3号)」に対し、賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ302,459 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,781,753千円とするものであります。

主な内容につきましては、総務費では、県の緊急地震・津波対策 交付金39,599千円を緊急地震対策基金へ積み立てるほか、国の政策 として進められている社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導 入に対応するため、基幹業務システムの整備費用並びに、地方公共 団体の情報システム機構への通知カード・個人番号カード等、事務 委託に係る経費、及び住民生活課の窓口カウンターの整備に係る経費が計上されております。マイナンバー制度は、行政を効率化し、 国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することにあると考えております。

また、衛生費では、インフルエンザワクチン製造株が3種類から4種類の製造となったことから、ワクチンの価格引上げに伴う上昇分の補正が計上されるとともに、森町病院の経営基盤強化のための繰出金50,000千円が計上されておりました。

土木費では、道路維持費に14,000千円が計上されたほか、道路新設改良費には、町道向天方中央線等の改築工事や、町道牛飼三川線の舗装改良工事など、79,949千円が計上されております。

また新東名対策費には、遠州森町スマートインターチェンジの利用車の森市街への誘導対策として、大型案内看板設置に係る経費や、国の地方創生関連交付金を活用し、新東名愛知県区間供用開始を見越して、サービスエリア・パーキングエリアを利用した森町のPR、遠州森町スマートインターチェンジの利用促進など、交流人口の拡大により地域活性化に取り組む予算23,687千円が計上され、大変期待をいたしております。

また、消防費の災害対策費には、現在建設中の拠点防災倉庫内に 災害対策に必要な防災資機材の購入費30,423千円が計上されており ます。

教育費には、天方小学校屋内運動場の耐震補強計画及び、耐震補強実施設計業務委託費が計上されたほか、藤本商会の藤本氏、及び町内在住の方からの寄附金を活用し、小学校及び中学校の図書を購入する経費が計上されました。

また、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費には、豪雨により被災した町道大上宮奥線の災害対策費10,550千円が計上されております。

これらの補正予算は、国・県の施策に伴う対応や、町道の改築と 舗装改良、防災対策、学校教育施設の充実及び、公共土木施設災害 復旧など、住民生活に直接必要な予算であり、同時に町内会など地域住民の要望に応えるもので、賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議長

(榊原淑友 君)他に討論はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員

(伊藤和子 君)1番、伊藤和子でございます。

ただ今討論に付されております、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)について」、賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算は補正前の歳入歳出に、それぞれ302,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,781,753千円とするものです。

今回の補正予算の特徴は、厳しい財政状況化の中で知恵を絞り、 道路維持関連事業と本年度の防災・減災の取組に基づく防災・減災 関連事業に重点が図られていることです。

補正予算の総額の半分以上が道路維持関連事業、防災・減災事業 に充てられております。

道路維持費に14,000千円、向天方中央線改築工事、一宮圃場6号線改築工事などを含む道路新設改良費に79,949千円、町道大上宮奥線の災害復旧費の10,550千円は道路の緊急性を要する維持管理、また、舗装補修に対応したものであり、いずれも地域住民の安全確保のためには必要な予算であると理解をいたしました。

町道大上宮奥線は一日も早い万全な復旧工事が完了されますこと を願っております。

また、一般家庭への耐震補強促進のための補助金の追加、町営住宅大門団地の外壁修繕工事、天方小学校耐震補強工事などは、本年度の重点事業であります防災・減災のさらなる強化を図る予算であり、町民の「安心・安全を守る」だけではなく、今後の町民の防災意識の高揚につながるのではないかと思うところでございます。

特に、現在建設中の拠点防災倉庫内の保管棚、災害対策本部用の 防災資機材の購入費・災害対策費の30,423千円につきましては、ス ズキ (株) 様より頂きました寄附金20,000千円を財源に充て、財源 の確保にも知恵を絞っていることが伺えます。

また、県の緊急地震・津波対策交付金39,599千円を緊急地震対策 基金に積立てをするなど、有事に対する強い危機意識のあらわれが 読み取れ、防災・減災対策が着実に進められていることも伺えます。

その他にも、国の地方創生関連交付金の上乗せ交付分を活用し、 スマートインターの利用者の森市街地への誘導対策としての大型案 内看板の設置、高速道路のパーキングエリアを利用した森町のPR等 は、スマートインターの利用促進を図り、交流人口の拡大に向けた 事業であり、今後の森町の地域経済に大いに期待ができる予算であ ると考えます。

また、固定資産台帳の整備、マイナンバー導入に対応する費用、 森町病院の経営基盤の強化等、今後の森町の基盤づくりに必要な予 算も確保されております。

このようなことから、今回の補正予算は本年度の重点事業である 防災・減災の取組の強化を図り、町民の生活道路の安全確保を図る 町民の命に直結した大事な事業に重点を置きながら、厳しい財政状 況のもとで予算の確保に知恵を絞り、将来の森町の安全な基盤の実 現に向けて編成されていることを評価いたしまして、本補正予算に 賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長

(榊原淑友 君)他に討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君) ただ今討論に付されております議案第59号 平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)に賛成の立場で討論い たします。

お二人の方が賛成討論をされておりますので、若干省略して討論させていただきます。

本補正予算の主な内容は、次に述べるとおりです。

自治振興費500千円は、本町町内会が実施する公民館整備に対す る補助金です。

本町町内会では、昨年度公共下水道の公共ますが設置されたことに伴い、今年度公民館トイレの水洗化と公共下水道への接続、併せて室内照明灯のLED化などの公民館改修を行います。

公民館ということで公共ますは受益者負担金免除で設置されましたので、早速公共下水に接続しようと、町内会公民館整備費補助金を申請いたしました。今後、他の町内会が公民館の公共下水道接続を検討する際、先行事例として参考になればと考えます。

マイナンバー制度導入に関わる事業として、基幹業務システム整備費用など電子計算業務費6,688千円、通知カード・個人番号カードの作成、送付など個人番号カード交付事業費7,447千円。

国が進める社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的とした制度であり、本年10月5日より通知カードの発送事業が始まります。

森町としても、町民がマイナンバー制度の利便性を十分享受できるよう、国庫補助金を受け、国の方針に沿って必要な事業を行うものです。

町単独道路改良事業79,949千円のうち70,449千円は、町道5路線の改築、改良にかかる予算です。

向天方中央線改築工事は、地元要望に応えて向天方上公民館の駐車場を一部買収し、拡幅区間を延長するものです。

牛飼三川線舗装改良工事は、舗装の劣化が激しい区間において地元要望に応えて舗装を改良するもので、大型車の交通量増加に対応するため、路盤を強固にした上で舗装を改良します。

中坪1号線は天方小学校への通学路であり、児童や地域住民の安全確保のために拡幅の要望が地元及びPTAから出されており、今回測量設計業務を行うものです。

本町2号線改築工事は、水路のふたが路面より高く段差が生じて

通行に危険であるため、地元から改修の要望が出されていたもので、 昨年度実施した公共下水道工事の舗装復旧の施工に併せて段差を解 消し、損傷したふたを交換するものです。

私は以前から、公共下水道事業に併せた水路、側溝などのインフラ整備を提案してきましたが、今回実施されることになりました。これから町中で公共下水道事業が進められていきますので、同じようなケースが出てくると考えられます。今後も積極的な取組を期待します。

一宮圃場 6 号線改築工事は、当初予算で20,000千円、延長58メートルの工事を計画していましたが、地元から早期完成の要望が強く、中遠広域事務組合の地元対策費を活用し、更に97メートルを延長して拡幅工事を行うものです。

道路維持管理費4,000千円、道路舗装業務費10,000千円、町道整備工事無指定8,000千円、町単独河川改修事業1,100千円は、いずれも当初予算は既にほぼ執行済みであり、更に地元要望や急を要する対処のために無指定予算を追加するものです。これからも緊急性と地域バランスに考慮した執行を期待します。特に、河川改修事業は、台風の襲来に備え、あらかじめの堆積土砂の凌漆を求めます。

町営大門団地外壁修繕工事6,868千円は、長寿命化事業として国の交付金を活用して行うもので、今回だけで終了せず数回に分けて 実施します。今後も引き続き交付金を要求して、早期に終了することを求めます。

公共土木施設災害復旧費10,550千円は、7月2日から6日の豪雨により路肩崩壊の被害を受けた、町道大上宮奥線の災害復旧費です。 地元住民の生活道路であり、観光客も往来することから、迅速な対応を評価するとともに、早期の施行を期待します。

天方小学校体育館の耐震補強を行うための計画策定、実施設計業務委託は、来年度以降工事を実施するためのものであり、債務負担行為補正は、来年度から実施する泉陽中学校区給食拠点調理場調理等の民間委託をスムーズに開始するため、今年度から準備を進める

ための補正です。

以上のように、本補正予算は、町民の要望に応えて行う道路などの生活環境整備と、国が進める新たな行政サービスを町民が利用できるように行う事業や、福祉、医療、教育、安全に係る必要な事業予算が計上されています。また、町内外からの寄附金により行われる事業もあり、大変有り難いことです。

いずれも適正に財源が確保され、時宜にかなった事業であること から、本補正予算に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願い申 し上げまして、私の賛成討論を終わります。

議長

(榊原淑友 君)他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長

(榊原淑友君)起立多数です。

したがって、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。再開を11時から行います。

(午前10時49分 ~ 午前11時00分 休憩)

議長

(榊 原 淑 友 君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第60号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の計論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、議案第60号「平成27年度森町介護保険特別会計補正 予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号「平成27年度森町病院事業会計補正予算(第 1号)」の計論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、議案第61号「平成27年度森町病院事業会計補正予算 (第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、認定第1号「平成26年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君)6番、西田です。認定第1号「平成26年度 森町一般会計歳入歳出決算認定」に対し、反対の立場で討論いたし ます。

平成26年度予算提案に対し、私は反対をいたしました。消費税 8 パーセント増税を前にしての予算であったこと、景気回復に対し、 庶民の懐を暖め、消費の活性化が必要であったこと、北部、及び街 中心部の過疎化、空洞化対策の方策が見えないこと等々でありました。

その上で決算における歳出を見ますと、2款2項1目、天浜線病院駅前新駅、工事予算の見直しが図られたはずでしたが、町負担が1億円を超えてしまいました。いかに駅の利活用が図られるのか、周辺環境整備をどのようにするのか検討が必要ではないでしょうか。できたからいいのではいけません。

3款1項7目、臨時福祉給付金事業と、3款2項4目、子育て世代臨時特例給付金は国の消費税増税の緩和対策であり経済回復を後押しするものではありませんでした。27年度も半額となって継続していますがどうでしょうか。増税そのものが問われます。住宅リフォーム助成制度のように下支えと税収増が見込まれる施策が望まれます。

少子化対策においての子育て支援、27年度では国・県の施策もあり、徐々に拡充しつつありますが、4款1項2目、子ども医療費扶助において入院は無料となりましたが、外来においても実施すべきであったと考えます。

9款1項5目、防災減災における行政無線デジタル化電波調査や 防災拠点倉庫建設設計委託とともに、災害時における避難路確保対 策は町中、山間地は特に重要となるためその施策が必要と考えます。

次に歳入ですが、自主財源のうち個人町民税、一部には年収増が 見られるようですが、若者を中心に実質賃金は減少をし、個人消費 が増えないこと、再度の消費税増税が言われることから昨年以上の 増収は果たせませんでした。

法人町民税は実効税率見直しの影響もあったと思われ、増収となっておりました。アルバイト、非正規社員等の待遇改善を怠る政府 や大企業の責任は大きいものがあると言わざるを得ません。

次に、歳入全体の53.7パーセントが依存財源となっており、押し上げたのは約1,300,000千円の町債です。26年度会計で地方債残高が臨時財政対策債3,800,000千円弱を含め7,200,000千円を超え、過

去15年間では最高となりました。27年度までは大きな事業を抱えていますが、人口減少が続く中ではこれ以上の町債増加は財政運営、町民負担とが厳しくなります。

更に国の動きも注意です。景気回復を軌道に乗せたい国は様々な補助金(地方創生、子育て支援等)を出してくるでしょうが、見極めが大事です。消費税の10パーセント増税や破たん寸前のアベノミクスでは庶民の暮らしは良くなりません。戦争法で更に軍事予算が拡大し、国債の増発と地方へのしわ寄せが増すでしょう。

小さな町では限られた財源を重点的、効果的に使い町民の福祉向上、要望実現に平成26年度決算を活かしていただきますことを申し上げまして反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして私の討論といたします。

議長

(榊原淑友 君)他に討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君)7番、太田康雄でございます。ただ今討論に付されております認定第1号「平成26年度森町一般会計歳入歳出 決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

26年度一般会計の決算規模は、歳入が前年度よりプラス8.9パーセント、733,998千円増の総額8,983,092千円、歳出が前年度よりプラス8.8パーセント、650,160千円増の総額8,013,353千円でした。

また、歳入予算に対する歳入決算の比率は前年度よりプラス7.5 ポイントの96.1パーセント、歳出予算に対する執行率は85.8パーセントですが、翌年度に繰り越した事業を除いた執行率は97.0パーセントで、前年度より0.1ポイント高い比率になりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は969,738千円で前年度より プラス9.5パーセントの83,838千円増、形式収支から翌年度に繰り 越すべき財源を引いた実質収支は918,952千円で、今年度の実質収 支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は68,604千円の黒 字でした。

実質収支918,952千円から100,000千円を財政調整基金に決算積立

てし、818,952千円を今年度への繰越金とし、各種事業の財源になっています。

歳入では、町税は長く低迷していた景気の回復の兆しにより法人税が増加、町民税も昨年度に続き増加したことにより、前年度から17,266千円、0.7パーセント増加して2,621,820千円となり、全体のほぼ3割を占めています。

地方交付税は、普通交付税が減少したものの、清掃センター解体撤去、天浜線新駅設置等による特別交付税が増額したことにより、前年度からプラス2.3パーセント、40,722千円増加し、1,847,797千円となり、全体の2割強を占めています。

また、国庫支出金は、前年度より69,293千円、9.9パーセント増加し、770,422千円でした。これは、国の交付金、補助金による事業が多く行われたことを示します。

歳出では、人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費などの経常 的経費は5,373,419千円で、前年度より265,783千円増加しましたが、 構成比は67.1パーセントで前年度より2.3ポイント下回っています。

投資的経費は1,602,459千円で、前年度より518,587千円増加し、 構成比は20.0パーセントとなり、前年度より5.3ポイント上回って います。

町債残高は、総合体育館建設事業や拠点防災倉庫整備事業などにより、前年度より758,162千円増加して、7,211,415千円となったものの、元利償還金が全額交付税によって措置される臨時財政対策債が、前年度より245,527千円増加して3,777,045千円で、町債残高の52.4パーセントを占めています。

平成26年度は、新東名の県内開通から3年目を迎え、26年3月には念願の遠州森町スマートインターチェンジの供用が開始されましたが、引き続き利用促進を図るための周辺道路整備や案内看板設置事業が行われました。これらにより、スマートインターチェンジの利便性がPRされ、通行車両が増加しつつあります。

また、住民の安心安全を確保し、公共施設の長寿命化を図るため、

道路ストック総点検、橋梁長寿命化工事、町営住宅長寿命化計画策定、公共施設等総合管理計画策定が行われました。

これらの計画に基づき、今後も継続して修繕、維持管理が効率よく実施されます。

天竜浜名湖線新駅設置事業は、平成24年度の基本構想策定から始まり、紆余曲折を経ながらも、予定通り平成27年3月14日に森町病院前駅として開業を迎えました。

耐震性の強化、踏切制御システムの変更、資材、労務単価の高騰などにより、当初予定していた事業費が大幅に増額となりましたが、国の特別交付税と交付金、県の補助金が受けられるようになり、事業費の4割を超える額でありますが、これにより一般財源は減額となりました。

開業から半年がたち、乗降客も少しずつ増えつつあります。今後、 更に新駅が地域住民のアクセス向上とともに、森町病院、家庭医クリニックの患者の増加、森町文化会館の利用者の増加に寄与することを期待します。

また、総合体育館は、前年度から繰り越された建設事業が着実に進められ、いよいよ来月12日に落成式を迎えることとなりました。

この他にも、当初計画していた事業を確実に実施するとともに、 必要な事業を補正予算によって適宜行いました。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」の成立によって交付される「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」に迅速に対応し、各種事業を立案されたことは、町長始め、職員の皆さんのご努力に敬意を表します。

決算規模は、平成11年度以来の80億円を超える額となりました。 厳しい財政状況の中、財源に国や県の補助金を確保するなど、知 恵を絞って事業を進めていることが認められます。

以上のように、平成26年度一般会計歳入歳出決算は、限られた財源を適正に配分し、町民の福祉の向上、安心安全の確保、公共インフラの効率的な維持管理、次世代への発展の礎づくりに取り組んだ

良好な決算であると考え、認定することに賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長

(榊原淑友君)他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから認定第1号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 多 数)

議長

(榊原淑友 君)起立多数です。

したがって、認定第1号「平成26年度森町一般会計歳入歳出決算 認定について」は、認定することに決定しました。

日程第7、認定第2号「平成26年度森町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員

(山本俊康 君) 9番山本でございます。

ただ今討論に付されております、認定第2号「平成26年度森町国 民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から 討論を行います。

平成26年度「国民健康保険特別会計」の決算規模は、歳入2,089,766,224円、歳出2,012,232,031円であります。差引(形式収支)は、77,534,193円で、前年対比でマイナス48.0パーセントであります。

基金繰入額は5,000千円で、前年対比でマイナス80.0パーセント、 繰越金は72,534,193円で、前年対比マイナス41.6パーセントであり ます。

前年対比からも国民健康保険の運営は大変厳しい中ではあるものの、基金積立てに5,000千円、決算積立て後の基金残高は、124,026千円となる見込みです。繰越金も72,534千円と、翌年度へ継続して

安定運営できような状況となっています。

保険税率を平成24年度に改訂し、今年度まで同率で維持しており、 森町の1人当たりの保険税の調定額は、66,536円で県平均を下回り、 県下35市町中17番目と聞いています。

さらに、その他一般会計繰入金は70,000千円と国保加入者の負担 軽減と安定運営に努力されています。

一方、保険税の収納率は、82.2パーセントで、県下35市町中上位から5番目となっており、職員の皆さんの努力を評価し、平成26年度国民健康保険特別会計決算に賛成をいたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

議長

(榊原淑友君)他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから認定第2号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、認定第2号「平成26年度森町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第8、認定第3号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第3号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、認定第3号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第9、認定第4号「平成26年度森町介護保険特別会計歳入歳 出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから認定第4号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、認定第4号「平成26年度森町介護保険特別会計歳入 歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第10、認定第5号「平成26年度森町公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから認定第5号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、認定第5号「平成26年度森町公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第11、認定第6号「平成26年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第12、認定第7号「平成26年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、及び日程第13、認定第8号「平成26年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」以上、3件を一括議題とします。

お諮りします。

この討論・採決は、3件を一括して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから認定第6号から認定第8号までの3件を一括採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、認定第6号から認定第8号までの3件については、 認定することに決定しました。

日程第14、認定第9号「平成26年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君)6番、西田です。認定第9号「平成26年度 森町水道事業会計決算認定について」、反対の立場で討論いたしま す。

最初に、水道事業にたずさわる職員の皆さんの日夜を分かたぬ努力に敬意をまずもって申し上げます。町民の飲料水が安定的に供給され、なおかつ安心して飲めること、有り難く思うところです。災害時はもちろんのこと、事故や遭難で食べ物がなくても飲み水があれば1週間10日間と命を永らえたと聞き及ぶことがあります。命の基本は水であることを思うと、なくてはならない水道水に消費税は

やめるべきではないでしょうか。

さて、平成26年度の水道事業は施設維持管理や下水道工事と並行した石綿管取替え、給排水の維持など予算執行がなされました。給水事業においては給水人口、年間配水量、有収水量が減少し、一方では給水戸数の増加、老朽管の取替えと漏水に対する素早い対応で有収水量率も増加となっています。このような減少状況は今後とも続いていくものと考えます。

このことから申しますと、遠州水道の計画契約年度が平成26年度に最終年度を迎えましたが、今年度年間総配水量が昨年と比べると136,500立方メートルの減少となりました。一方、受水費は1,464千円の増となっています。供給単価から給水原価を差し引いた1立方メートル当たりの販売利益はマイナスの20円47銭となっており、前年度より4円28銭の減少となっています。

冒頭申し上げましたような状況では、マイナス幅は増加すると考えられます。最終処分場が来年度から更に多くの水道水を必要とするということで、マイナスを抑えられるとは思いますが、中遠広域行政組合負担分が増えることにもなるような気もするところです。毎年申し上げることですが、遠州水道企業局には関係市町と連携し、契約見直しを我慢強く交渉してほしいものです。

まだ残る石綿管取替えと自己水源をはじめとする施設管理の維持費用は増す中で、町民への負担は抑えながら、経費削減、効率化を図っていただくことを申し上げまして私の反対討論といたします。 議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

議長

(榊原淑友 君)他に討論はありませんか。

11番、片岡健君。

11番議員

(片岡 健 君)11番、片岡健でございます。ただ今討論に付されております、認定第9号「平成26年度森町水道事業会計決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

水道事業は、町民の生活に欠かすことのできない水、安全で良質

な飲料水を安定供給することこそが使命であります。一方、健全経 営という視点に立ち、事業運営の効率化・経常経費の削減・老朽化 や災害対策及び、事務事業の見直しを引き続き徹底され、平成26年 度事業においても健全な運営がなされています。

経営実績では、経常収益合計は330,984,333円で前年度比9.4パー セントの上昇、経常経費合計は308,713,477円で前年度比0.7パーセ ントの増加となっており、この結果、経常利益は22,270,856円とな り、平成25年度は経常損失が3,951,658円で、26年度は26,222,514 円の増加であります。経常利益から特別損失1,519千円を差し引い た平成26年度純利益は、20,751,856円となっています。

事業実績では、特に有収水量率を見ますと、平成24年度80.36パ ーセント、平成25年度81.7パーセント、平成26年度84.75パーセン トと3年連続の向上であり、下水道事業に合わせ管路の布設替えに よる老朽化対策や、職員の昼夜を分かたず漏水修理に奔走した成果 であります。

有収水量率の目標は、85パーセントとしており、ほぼ目標に達成 しており、この点については評価をさせていただきます。なお、一 般廃棄物最終処分場では28,905,049円、遠州森町パーキングエリア では2,444,337円の使用料金となっており、共に前年より増加をし ているとのことです。

一方、県水受水費については、関係市町で企業局に引き下げ要望 したことにより、使用料金が平成26年度から、1立方メートル当た り12円から11円に引き下げられました。このことにより、約1,700 千円の減額効果があらわれており、関係市町の連携による努力の成 果が見られ、さらなる連携を期待するところです。

以上のことから、水道事業として「安価で安全かつ安定した水の 供給」という責務は十分に果たされたと考え、本決算を認定するこ とに賛成いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛 成討論といたします。

榊原淑友 君)他に討論はありませんか。 長

議

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから認定第9号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(榊原淑友 君)起立多数です。

したがって、認定第9号「平成26年度森町水道事業会計決算認定 について」は、認定することに決定しました。

日程第15、認定第10号「平成26年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員

(山本俊康 君) 9番、山本でございます。

ただ今討論に付されております、認定第10号「平成26年度森町病 院事業会計決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

森町病院は、県内唯一の町立病院であり、地域医療を担う公立病院としての役割を十分果たしているところであります。さらに、中東遠地域における急性期病院としての機能を維持し、磐田市立総合病院や中東遠総合医療センターといった中核病院との連携による後方支援病院として、急性期治療後の患者の受入れ、在宅復帰のための機能回復として、リハビリや退院支援、また、退院後の訪問看護や在宅医療の提供といった地域に求められる医療の中心的役割を担っております。

一方、森町家庭医療クリニックは、家庭医の養成とともに外来での初期診療の役割として、町民の方の認知度も上がっているようですし、病院の当直業務に家庭医もローテーションに加わり、病院医師の業務負担軽減に大きく貢献をしています。

経営成績につては、医業収益が減少し、全体で2,820,508,853円、 前年対比で、60,098,474円の減少となっています。 費用については、給与費、減価償却費の増加などにより、全体で3,212,158,623円、前年比303,106,809円の増加となっています。

この結果、391,649,770円の純損失となっているが、地方公営企業会計制度の見直しゃ入院基本料が7対1から10対1となり、入院単価の減少とともに、診療報酬改訂がマイナス改訂となり、医業収益に影響を及ぼす結果となっています。

以上のことから、平成26年度は会計制度の改正や診療報酬の改訂など、単年度として大変な年であったが、地域包括ケア病床の導入や材料費の減少など、医療の質の向上と経費削減に取り組んだ成果が見られ、評価をいたします。

「在宅医療の推進」や「地域包括システムの構築」さらに、第3次改革プランのスタートと、森町病院の特性を活かした取組をしていただいている、職員の方に感謝を申し上げ、地域に根ざした、住民に信頼される病院としての責務を果たしていることから、本決算を認定することに賛成をいたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

議 長 (榊 原 淑 友 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長一(榊原淑友 君)「討論なし」と認めます。

これから認定第10号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (榊 原 淑 友 君)起立全員です。

したがって、認定第10号「平成26年度森町病院事業会計決算認定 について」は、認定することに決定しました。

日程第16、発議第1号「森町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊 原 淑 友 君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、発議第1号「森町議会会議規則の一部を改正する規 則について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番、中根幸男君。

4番議員

(中根幸男君)4番、中根幸男でございます。私は、先に通告いたしました中山間地域(三倉・天方地区)の農業振興について質問させていただきます。

中山間地域である三倉・天方地区は、急傾斜地等地形的な条件から機械化が進まず、農業後継者の不足に加え、基幹作物であるお茶の価格が低迷し、耕作放棄地が年々拡大しております。

このため、地元地域では、こんにゃく等、地域に適した作物の栽培の研究が進められているようでありますが、中山間地域の農業振興を図る上で、次の3点について伺います。

1点目は、三倉・天方地区の耕作放棄地の面積とその対策について伺います。

2点目は、三倉・天方地区の農業振興をどのように考えているか 伺います。

3点目は、現在森町では、農家として認められる経営面積の下限は40アールとなっていますが、県内でも隣接する天竜区や川根本町を始め、伊豆地方など中山間地域を中心に、下限面積が20アールに

定められており、その他の市町でも引き下げる動きがみられます。

私は、振興山村地区である三倉・天方地区については、農家として認められる経営面積の下限を20アールに引き下げ、就農しやすい環境を整備し、農業の振興を図るとともに、耕作放棄地(遊休農地)対策にもつなげる必要があると思いますが、町長のお考えを伺います。

議 長 町 長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 中根議員の「中山間地域(三倉・天方地区) の農業振興について」のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の「三倉・天方地区の耕作放棄地の面積とその対策」について申し上げます。

耕作放棄地対策は、全国的に取り組まなければならない緊急な課題となっております。農地はいったん遊休化すると数年で荒廃が進みます。また、耕作可能な農地への復旧に多大な労力を要するとともに、病虫害や鳥獣被害の発生や拡大、農地利用集積の阻害、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響、さらには廃棄物不法投棄の誘因や景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題であります。

三倉・天方地区の耕作放棄地面積につきましては、農業委員会が毎年実施する調査結果によると、両地区合わせた耕作放棄地面積は46~クタールあり、その内再生利用可能なものが25~クタール、再生利用が不可能と思われるものが21~クタールという結果であります。

この対策として、再生利用可能な農地については地域の担い手に対し農地の集積や集約化を推進することが重要でありますが、しかしながら、農家の高齢化や担い手不足が進む中山間地域において、今後規模拡大を図ろうと考える担い手は少なく、大変厳しい現状であると考えます。

また、再生利用が不可能な農地の多くは、山を開墾した急傾斜な茶園などで、今となっては生産性・効率性の低い農地であり、農業

者の高齢化や長引く茶価格の低迷の折、残念ながら将来的には植林 などの方策も視野に入れる必要があるのではないかと考えます。

いずれにいたしましても、耕作放棄地の現状を明確に把握し、地域の現状に合ったきめ細やかな対策を講じる必要があろうかと考えます。

2点目の「三倉・天方地区の農業振興をどのように考えているか」 については、三倉・天方地区は昔から香り高い良質な高級茶の産地 であります。代々継承されてきた農地に加え、新規に造成された茶 園でも手塩にかけたお茶が生産されておりますとおり、良質茶の生 産を主軸と考えます。

また一方では、生産性の低い茶園の転換作物として付加価値の高い、渋皮がむけやすいクリの栽培に16人、在来種にこだわったこんにやく栽培に21人が現在新たに取り組んでおり、まだ試験的な段階ではありますが、現状を打開し活路を見いだす模索が行われております。町でも森町中山間地域農業振興協議会に対し補助金を支出し、クリ・こんにやくの栽培や加工の講習会、先進地視察研修などの費用に対し支援しているところであります。

この森町中山間地域農業振興協議会につきましても、三倉・天方地区の農業をどうしたらいいのかということについて検討を行うために、このような協議会を設けていただいて、取り組んでいるところでございます。

また、協議会の提案によりまして、山村地域茶業振興整備補助金についても、今まで町は国・県の補助に対して上乗せ補助をしてこなかったわけですけども、このような中山間地域、三倉・天方地区については、特別町としての上乗せ補助をしていただきたいという意見を踏まえまして、10分の1の補助制度を設けているところでございます。

また、先日の新聞報道にもありましたように、国は来年度から茶園の一部を別の作物に切り替えた際に補助金を出し、茶園の若返りや品種転換、野菜や果樹など収益性の高い作物への転換を促すとの

方針が出されましたが、当町では先ほど申し上げました、クリ・こんにゃく栽培への作物の転換に対しましても引き続き支援を行い、 高収益作物への転換の推進を続けて参りたいと考えております。

3点目の「三倉・天方地区は農家資格の経営面積の下限を40アールから20アールに引き下げ、就農しやすい環境を整備する考えはあるか」についてでありますが、下限面積については、農地法第3条第2項第5号により、都道府県は50アールと定められておりますが、静岡県知事の別段の面積設定により森町は40アールと定められております。

また、農地法が平成21年6月24日に改正され、別段の面積の設定は県知事から町の農業委員会へ移り、これに伴い同年森町農業委員会では、農地法施行規則第17条第1項第3号の定める基準に沿って、町全体を40アールと新たに定め、現在に至っております。

なお、この基準では、設定区域内において、その定めようとする面積未満の農業者数が、農業者総数の概ね100分の40を下回らないこととなっており、20アールといたしますと三倉・天方地区に限定しても、農業者数が78名・農業者総数が289名であり、100分の27となってしまうことから、引下げは難しいと考えます。

したがって、20アールまで下げることは、森町農業委員会として もこの基準を無視することとなり、難しいと思われます。

以上申し上げまして、答弁といたします。

(榊原淑友 君)4番、中根幸男君。

(中根幸男 君)ご案内のとおり、森町の南部地域では、土地改良事業により圃場整備された水田に、米、レタス、スイートコーンの栽培の他、お茶や次郎柿など、ほとんどの農家の皆さんが複合経営となっております。

一方、北部中山間地域では、従来は農林業で生計を立てておりましたが、木材価格の低迷により、町の基幹作物であるお茶を主力に経営されてきました。しかし、頼みのお茶も価格が下がり、厳しい状況になっております。このため、お茶と合わせて収益性の高い作

議 長

4番議員

物の栽培を研究していく必要があります。

そこで、新たな作物として漢方薬の原料となるミシマサイコの栽培を研究する動きもあるようにお聞きましましたが、これについてわかりましたらお伺いいたします。

それから、農家資格の下限面積の引下げの関係ですが、町長ご答弁のように、農地法の改正によって、農地の権利取得にかかる下限面積要件が見直されまして、地域の実情に応じて平均面積が小さい地域と地域の担い手が不足している地域の二つの区域に区分して、それぞれの農業委員会が別段の定めをすることができるというようにも伺っております。

そこで、参考までに最近県内で下限面積を引き下げた事例等ありましたらお伺いをしたいと思います。

それから、特に三倉・天方地区は担い手も不足して、しかも遊休 農地も、ご答弁の中で46へクタールというような、大変大きな数字 になっております。相当程度存在する地域ということでございます が、20へクタールまでの引下げは、法令的に基準を満たさないとい う場合に、30アールまでの引下げであれば可能なのかどうか、再度 伺いたいと思います。

議 長 町 長 (榊原淑友君)町長、村松藤雄君。

(村 松 藤 雄 君)まず第1点の再質の、お茶と合わせて収益性の高い作物として、漢方薬のミシマサイコはいかがかということでございますけども、通告にもなくて、今初めての提案でございますから、私は承知しておりませんので、担当課長が承知しておれば、担当課長の方から答弁をさせます。

2点目の県内のこの面積基準、40アールを引き下げた事例はあるかということでございますけども、県内の事例として1町村ございます。これは函南町でございまして、函南町は三島市と農協が同じであるということでございまして、下限面積を三島市に合わせるという意味合いで検討をされたようでございます。その結果、27年の4月1日以降、下限面積を40アールから30アールに移行いたしてお

ります。

また、農業者総数のおおむね100分の40を下回らないという基準 については守られていると、このように聞いているところでござい ます。

そして、農業委員会がこの基準に基づき総合的に判断して、40アールから30アールに引き下げることを認めたと、このように伺っております。

次に、今天方・三倉地区について、30アールにした場合の条件的な意味合いははどうかということでございますけども、三倉・天方地区の下限面積を30アールと設定した場合には、2010年の農林業センサスの計算では、設定区域内の農業者総数の53パーセントとなりまして、一応要件基準は満たしております。

しかし、下限面積の見直しは農地法施行規則の要件のみでおかれるものではなくて、農業委員会の方針が優先をされるところでございます。農業委員会では、農業として成り立たない小規模農家の増加や、担い手への集積への阻害、転用目的の農地取得など、多方面から検討をいたしておりますので、農業委員会としてのお考えも聞く必要があろうかと思っております。以上でございます。

議 長 産業課長

(榊原淑友 君)産業課長。

(三浦 強 君)産業課長です。ただ今のご質問にありました漢方薬の原料のミシマサイコのお話でございますが、本日詳細な資料は持ち合わせておりませんけども、確か私が記憶するところによりますと、8月の上旬だったかと思いますが、牧之原市にあります薬品会社ですが、当課を訪れまして、この事業説明をされたということを担当から報告は聞いております。

森町の中には、今現在大体5~6件の契約栽培をされているということで、これもまた三倉・天方地区の中山間の地域で行われているということで、全体で約30アール程度契約栽培をされているということまでは、報告が上がってきております。以上です。

議長

(榊原淑友君)しばらく休憩をします。再開を午後1時か

ら行います。

(午前11時58分 ~ 午後1時00分 休憩)

(榊原淑友君)休憩前に引き続き会議を再開します。

12番、小沢一男君。

12番議員

長

議

(小 沢 一 男 君) 12番、小沢でございます。通告に従い3問 質問させていただきます。

1問目は、期日前投票所増設について伺います。

改正公職選挙法が成立し、選挙権の年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられました。公布から1年後に施行されるため、 来年7月投票とみられる参議院選から実施されることになります。

今回、選挙権が18歳以上に引き下げられた理由として、昨年6月に改正されました国民投票法で、「国民投票の投票権は、年齢満18歳以上の日本国民が有する」と確定されたことに関連しています。この改正によって、衆議院の附帯決議で「2年以内を目途に必要な法制上の措置を講ずる」とされているからです。

また、国民投票法の投票権が18歳以上とされました最大の要因は、「国民投票は憲法改正という重大な判断するため、より広く国民の意見を問うべきである」という考え方にあります。

いまの日本では、年齢とともに選挙の投票率が高くなり、60代から70代の投票率が約7割であるのに対して、20代の投票率は約3割というのが現状です。しかも、少子化の影響で、青年層よりも高齢者の人口が多いために、高齢者の意見の方が政治に反映され、若者の意見が採りあげられにくいという状態が指摘されています。

今回の選挙権年齢の引下げで、全国では約240万人の有権者が増えます。有権者全体に占める割合でいえば、約2パーセントにすぎませんが、これが一つのきっかけとなり、政治に求められる若者目線、いわゆる青年層が政治に関心をもち、投票率が上昇されることが期待されます。

投票所増設については、総務省も全国自治体選挙管理委員会に駅 構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設において も設置することが可能であると当該施設への設置を十分検討の上、積極的に設置するよう通知を出しています。

選挙管理委員長に質問です。森町も選挙権年齢が下げられたことを契機に、選挙人のみなさんの利便性向上を図るため、増設についてお伺いいたします。

2問目は、家庭暴力(ドメスティックバイオレンス)等の対策について伺います。

夫や恋人から暴力、いわゆるDVや虐待、職場でのセクハラなど、 誰にも相談できず悩んでいる女性が増加しております。全国では警 察庁が昨年1年間に把握したDV被害の認知件数は59,072件と、初め て5万件を突破しました。ストーカー被害も22,823件で過去最も多 くなっています。

DV被害や虐待はどこに相談してよいかわからないという実態があり、当事者が相談しやすい体制の整備をする必要があると思います。 先進自治体では、生活家庭相談委員の設置と家庭内の暴力、DV、セクハラなど周囲に相談できず悩んでいる女性を支えようと、庁舎や図書館、町の公共施設のトイレに相談カードを設置し、名刺サイズで人目を気にせず持ち帰ることができる対応をしていると聞いております。

夫婦間の問題等は身近な間柄の問題だけに、誰にも相談できないケースが多く、女性にとってトイレは自由な空間で持ち帰りやすい利点があると言われております。

町長に質問です。

- 1点目は、森町は、紹介相談窓口はあっても、近隣市と違って相 談員がいません。相談員設置の考えをお伺います。
- 2点目は、本町の被害実態に関するデータを町としてどのように 受け止めているかお伺いいたします。
 - 3問目は、学校校庭遊具の管理について伺います。

学校校庭遊具につきましては、学校は、学習の場でありますと同 時に生活の場であると言われています。また、校庭の遊具につきま しては、体育など教科に使う目的とともに、遊具を使っての遊びを 通じて運動に親しみ、体力の向上にも効果が期待できることから、 その必要性は高いものと考えます。子どもたちが自由にのびのびと 安心して遊べる施設でもあります。

学校においては、遊具のさびや破損してないか心配な遊具も見受けられます。危険性の高い遊具につきましては、安全なロープで囲むなど使用禁止措置も取られるなど、事故の未然防止に努めていると思いますが、学校によっては数も種類もすべて一定ではございません。

学校遊具は安全第一、絶対無事故でなければなりません。小学校における遊具を含めた施設・設備の設置については、小学校設置基準(平成14年3月29日文部科学省)があり、この中で「小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない」との規定があり、これを受けて小学校施設整備指針では(第6章、屋外計画第2屋外施設)「(4) 固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討し、十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である」「(5) 固定施設等については定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である」「(6) 固定施設等は、十分な動作空間を確保し、陸上運動やゲーム、ボール運動などの実施に支障とならないよう周辺部等にまとめて配置することが重要である」としています。

教育委員長に質問です。

- 1点目は、学校遊具点検マニュアルはどうなっていますか。
- 2点目は、児童が安全、安心して使用できる遊具の安全管理、補 修、整備計画をお伺いし、質問といたします。

長 (榊原淑友 君)総務課長。

(杉山眞人君)小沢議員の質問にお答えいたします。

初めに「期日前投票所の増設について」選挙管理委員会委員長へ

議 長総務課長

の質問でございますが、書記長であります私、総務課長からお答え いたします。

「期日前投票」につきましては、選挙期日に仕事やレジャー、冠婚葬祭など用事がある場合に一定の期間、指定された投票所において投票できる制度であります。この期日前投票所を置く基準として、役場本庁舎又は町選挙管理員会が指定した場所に設け、選挙の公示又は告示の翌日から選挙期日前日までの間に最低1箇所設けることとなっております。森町においても、平成16年の参議院議員選挙から町民生活センターに投票所を設置し、現在まで18回の選挙を執行しております。

期日前における最近の投票者数の状況を申し上げますと、平成26年12月の衆議院議員総選挙では4,176人、全投票者数の40.7パーセント、本年4月の県議会議員選挙では3,128人、全投票者数の38.8パーセントとなっております。この数値は、両選挙とも県下では4番目に高い投票率となっており、現在の1箇所で十分機能していると考えております。

さて、議員ご提案の「駅構内や大型ショッピングセンター等に期日前投票所の設置について」でございますが、県内では前回の選挙まで設置している市町はございません。また、2箇所以上設置している市町は県内で20市町ございますが、その多くが合併した市町でございまして、そのいずれもが旧町村役場のあった支所等に設けており、そこに職員が常駐していることから期日前投票所の対応が可能となっております。

しかしながら、当町で期日前投票所を増設した場合、二重投票の 危険性が生じ、選挙人名簿照合のオンライン化が必要となり、そこ に多額の費用が生じます。また、ショッピングセンター内に設置す る場合、投票の秘密の保持が可能となる独立したスペースが確保で きるかどうか確認が必要となります。さらに、参議院、衆議院、県 知事それぞれの選挙が長期にわたり、投票時間も午前8時30分から 午後8時までと非常に長くなっているため、投票立会人等に多くの 町民の皆様のご協力を頂かなければなりません。

また、選挙従事者につきましては、現在町職員の協力を得て行っているのが現状でして、増設した場合には、そこに充てる人員が職員の削減により大変厳しい状況にございます。

こうしたことから当町といたしましては、今のところ期日前投票 所の増設についていかがかと思っております。

議 **長 町 長** (榊原淑友君)町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君)次に、家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス)等の対策について申し上げます。

ご質問1点目の「本町の被害実態」についての質問でございますが、現在森町では、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVに関する相談に対し、保健福祉課を窓口として静岡県西部健康福祉センター内に設置された女性相談センターや袋井警察署等関係機関と連携を図りながら必要な支援をし、安全の確保を図っております。

また、県においては、静岡県女性相談センター内の配偶者暴力相談支援センターや静岡県男女共同参画センター内の「あざれあ女性相談」でも相談を受け付けており、緊急の場合に暴力から逃れるため、一時的な保護の相談にも応じています。

森町の被害実態としましては、平成25年度には前年度からの継続を含め7件、平成26年度には1件、今年度につきましても、現在までに1件の相談があり、町におきましても各機関と連携を図りながら、住民基本台帳事務における支援措置や児童相談所への引継ぎ、婦人保護施設への一時保護等の支援を実施しております。

しかしながら、DVは家庭内で行われているため外部からの発見が 困難であり、被害に遭われている方は「私がもっと気をつけていた ら」とか「子どものために我慢しなくては」など、様々な理由から 一人で悩み、相談に至っていない場合もあります。

潜在的にはもっと多くの方が悩んでおられると思われるため、DV 等に関する情報の提供等を行い、「配偶者や恋人といったパートナ ーからの暴力は犯罪である」という意識の啓発を図るとともに、窓 口では相談しやすい雰囲気作りを心がけ、いつでも安心して相談が できる体制を整えることが必要と考えております。

2点目の「相談窓口の設置」については、先ほど申し上げたとおり相談については現在は保健福祉課で対応しており、保健師や社会福祉士が随時相談に応じて、関係機関と情報を共有しながら連携し、DV被害者の被害を最小限に抑えるよう支援を行っております。

しかし相談窓口については、専任の相談員の設置はできませんが、 住民への周知が徹底されておりませんので、保健福祉センターに相 談窓口の表示を行い、被害にあわれた方がいつでも安心して相談で きるよう、周知を図って参ります。

配偶者や交際相手に対する暴力は絶対にあってはならないことであり、子どもに対する暴力との関係も指摘されることから、今後も被害にあわれた方に寄り添う最も身近な窓口として、支援体制の整備とより適切な対応を図って参りたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長

教育長

(榊原淑友 君)教育長。

(比奈地敏彦 君)次に「学校校庭遊具の管理について」教育 委員長へのご質問でありますが、私、教育長からお答えいたします。

学校に設置してあります遊具は、ブランコ、鉄棒、滑り台、登り棒等々、学校規模等によりそれぞれ違ってはおりますが、議員ご指摘のとおり、体育などの教科に使う目的と同時に、子どもたちが楽しくのびのびと遊ぶため、なくてはならないものであります。また、設置に当たっては、その安全確保にも努めなければならないことは言うまでもありません。

ご質問の1点目、「学校遊具の点検マニュアル」についてですが、 教育委員会として特にマニュアルは作成しておりませんが、県教育 委員会が発行している「学校安全推進の手引き」第5章の中に、学 校保健安全法に基づいて、安全点検を行うよう、その手法について 記載がされております。各学校は、これに基づき、毎月遊具・器具 等の点検を行い、不具合があれば教育委員会に報告するようになっ ております。

続いて、2点目の「安全管理・補修・整備計画について」ですが、 学校での安全点検に加え、教育委員会としましても、毎年1回専門 業者に委託し、遊具及び体育設備の点検を実施し、指摘があったも のについては、安全が確保できるまで使用禁止とし、順次補修を行 っているところです。

鉄製の遊具は、年数が経過しますとさびが発生しますので、塗装等、PTAの奉仕活動などで保護者のご協力を得ることもありますが、安全を考慮した修繕を優先しておりますので、さびた遊具の塗装につきましては、即座の対応は難しい状況となっております。

とはいえ、さびから腐食し破損にもつながりますので、子どもが 安心して安全に楽しく使用することができるよう、今後も学校にお ける安全点検をしっかり行うとともに、計画的に補修・整備をして 参りたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたします。

(榊原淑友 君)12番、小沢一男君。

グエヤしエりよして、石川といたし。

議 長 12番議員

(小沢一男 君)期日前投票はこれで3回目になるですけども、僕らから言えば、衆議院では41パーセントとかですよね、県議会38パーセント。要するに全国平均と比べれば少しは良いのかなと思いますけども、こういう契機に、せっかく人口も多くなるし、若者が寄るところとか、特に森町は高齢者も多うございますので、費用がかさむというお話もございましたけども、考え方によってはもう少しできるのではないかなと、期日前投票箇所を1箇所でも増やすことは厳しいだけども、考え方によっては1箇所くらいは増設できるのかなという思いもございます。その点どうでしょうか。

そして町長のお話の、ドメスティック・バイオレンス、これは、町長もご存じだと思いますけども、DVやストーカーの被害が新たに、これは法テラスの弁護士からちょっと相談を聞いたことがあるんですけども、法律相談の対象には、配偶者から暴力から、ストーカーの被害者から、新たに加える、総合法律支援改正法が今国会で提出

されていますんで、これは通れば法テラスでも、こういう専門の法律家に言わなくても、法が改正されれば自然に改正されてくると思いますけども、なぜ僕が質問したかっていいますと、今町長のご回答の中にありました、家族っていうか夫婦間のことですので、たまたま僕のは質問されまして、ほんで森町は相談窓口があっても、やはりワンクッション置いて、磐田とか県へ言わなくてはならないと。近いのは見付に、今町長言われましたようにございますけども、やはり、袋井、磐田、掛川も、近隣市は、委託しているもんですからね、そういう考え方でいけないのかなと。

もう一つは、弁護士のところへ行っても、そういうことの専門の 弁護士じゃないもんですから、非常に難しいのは、民事のことなら ば弁護士はいろいろな角度からアドバイスしてくれますけども、こ ういう暴力になると、警察も入ってくるもんですから、これは私は 法律改正を期待するしかないと思いますけども、こういう中で、森 町もやはりしっかりした、1件とか7件とかって言うけども、やは りもっともっと多くあるっていう、町の若い女性たちのお話もござ いますので、これはやはりワンクッション置かなしに、本町にもし っかり相談窓口を置いてもらいたいと思いますし、なぜかっていう と、もう一つは、磐田の方へ電話しても、日を指定されてしまうと。 こうなっちゃうと、じゃあその人がその日に行けるかということに なりますと、磐田は月曜日から金曜日、ちゃんと受け付けてくれま すけども、やはり若い女性はお仕事もありますし、そういう中で対 応できるかっていうと非常に難しい、日程的なものも難しい。じゃ あ静岡へはどうかっていうと、静岡は9時から夜の8時ごろまで対 応してくれますよっていうけども、静岡まで行くっちゅう部分も、 大変厳しいのではないかなというので、もう少し前向きな、独自の 窓口を設置してもらいたいと。ワンクッションどうしてもそういう 形に遅れてしまって、要するに町長、対応してくれておると思いま すけども、僕の言いたいのは、緊急の場合も対応できない部分があ ると思うんですね。そういう中でやっぱり一番地元にあれば、しっ

かり対応してもらえるのではないかなと思います。

学校もやはり、マニュアルがないと、県のでやっているということでありますけども、これは専門家等聞いて取り組んでいるということですけども、学校管理者は必ず必要に応じて専門技術者と協力してるっていうことはいいですけども、見るとボルトなんか、素人目ですのでわかりませんけども、ボルトなんかも腐ってさびさびになって、半分欠けているようなところもございましたけども、そういう点で、対応していると、安心・安全のためっていうより、もし万が一あった場合は補償問題になってしまったりすると、大変難しい問題になると思います。是非、そういうさびているものは、お金がかかることですけども、予算を頂いて、しっかり取り組んでもらいたいと、教育長のお話もありました。安心・安全、これが第一、絶対無事故が第一だと思いますので、もう一回点検した場合に、たとえボルトの1本であっても、さびさびのものは、しっかりした対応をしてもらいたいと思いますが、その点お聞きしたいと思います。

議 長総務課長

(榊原淑友 君)総務課長。

(杉山真人 君)総務課長です。ただ今の小沢議員の、増設できるかと思うがどうかと、こういうご質問でございますが、まず、町民生活センターでございますが、ちょうど場所的にも、いい場所にあって、非常に期日前投票がしやすいと、こういうことで、投票率が非常に高くなっているのではないかと、このように考えております。

例えば、ショッピングセンターを想像しますと、ここから距離が それほど離れていないと、こういうことがあって、果たしてそこが 増設する場所にいいかどうかと、こういう問題が一つ考えられます。

それから、大きなところは、住基情報を扱うものですから、当然 専用回線を使わないと情報の漏洩が考えられますので、そこの布設 が非常な金額になると、こちらの試算で行きますと10,000千円以上 はかかるじゃないかと、このように考えております。

それからもう一つ、人的な問題でございますが、現在でも期日前

投票を行うときに投票立会人の方をお願いするわけですけども、長期にわたりますとどうしても一箇所でもなかなか受けていただける方が少ないものですから、非常に大変な思いをして投票立会人をお願いしているわけですけども、それが2箇所になりますと、倍になりますので、非常に町民の方へのご負担が増えるのではないかと思いますので、現在のところ、ちょっと増設は厳しいかなと考えております。以上です。

議 長 町 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) DVの相談員の設置についてでございますけども、森町の周りはすべて市になってしまいまして、市と町では、制度上その相談システムが違うんですね。まず、婦人相談員の設置については、婦人相談所は都道府県の場合は設置義務がございます。ですから、県は婦人相談所を設置しなさいと。それから、市・特別区の場合は、任意設置ですよということですけども、一応任意設置であっても設置をすればいろいろ対応ができるようになると。町村はこのような義務規定が何もないんですね。ですから、窓口で応対をして、困ったときには県の婦人相談所の方に橋渡しをすると、こういうことになっているわけです。

だから、国の方が任意設置についても町村も任意設置ですよとなれば、これは町としても対応する根拠ができますけども、現段階では任意設置の義務もないという状況にありますから、しかし、困っている方の相談には窓口で対応して、町でできることは行いますけども、できないときには県の方に引き継ぐということになっていることをご理解いただきたいと思います。

昔はよく市は福祉事務所を設置して、その福祉事務所で対応する んですけども、町村の場合は福祉事務所の設置っていうのは義務化 されておりませんので、そういうところをご理解いただきたいなと 思います。また、緊急の場合には、なかなか個人が緊急で相談する っていうことが大変な場合には、職員が代わって緊急の場合に相談 できるように橋渡しをするということについては、対応して参りた いと思います。以上です。

議長

教育長

(榊原淑友君)教育長。

(比奈地敏彦 君) 小沢議員の遊具の点検、厳しくしていただきたいというようなことだと思いますが、先ほど答弁の中でも申しましたけども、各園・校につきましては、毎月目で確かめるだけでなく、実際に遊具等を触って、破損や欠損を確かめているところでございます。

それこそ、滑り台の隙間があるとか、老朽化によって器具がとれ そうなところとか、そういったところも見つかったり、また、ペン キがはげて危ないよといったところについては、現実に使用禁止と して使えないようにということで処理をしているところもございま す。

遊具については、緊急性等いろいろ問題もあるかと思いますけども、ご指摘のありましたように、安心・安全を確保する意味でも、 遊具について取り出して、ある程度計画的に修繕ができるように計画を練っていけたらというように思っているところでございます。 以上でございます。

議長

1番議員

(榊原淑友 君)1番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) 1番、伊藤和子でございます。

私は先に通告いたしましたように「学校教育の充実について、子 ども議会開催の考えは」と「新入学児童に防犯ブザー支給の考えに ついて」の2問を、それぞれ教育委員長にお伺いいたします。

まず、1問目の「子ども議会開催」の考えについてでございます。

近年、子ども達の自立性や社会性を育むことを目的に「子ども議会」を開催している自治体が増えて参りました。森町でも子どもは未来の大人であり、将来この町を支えていく大切な町民の一員であると思っております。その子ども達が模擬町議会を体験することによって、町政を身近に感じ、森町民としての自覚と郷土を愛する心が育成されるのではないでしょうか。また、日頃の地域での活動を通じて、子どもの視点で身近な問題点を取り上げて提言していくこ

とは、社会参加への意識が芽生えるのではないかと考えます。

学校教育の中で、子どもの成長を目指す取組の一つとして、子ども達の意見発表会を充実させることは重要であり、「子ども議会」を実施していく自治体が今後増えていくのではないでしょうか。自分の意見を自分の言葉で伝えていくプロセスの中で、子どもを一人の町民・社会の一員であることを認めることは、世代を超えて絆が生まれ、連帯意識の高揚にもつながるのではないかと私は思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

次に2問目の「新入学児童に防犯ブザー支給の考えについて」お 伺いいたします。

子ども達を犯罪の被害から守るには、安全確保に向けた環境整備の充実が保護者の一番の願いです。幼稚園・保育園児の送迎時の安全管理は保護者が責任を持って行っていますが、小学校入学と同時に保護者から離れ、児童自らが自分の身を守っていくことになり、新入学児童の保護者から、児童の危機管理意識の未熟さが危険につながるのではないかと懸念されております。

森町でも子どもの安全を守るために、地域の方々の活動の他にも、 外部専門組織と連携した防犯教育の指導計画が実施されています が、新入学児童にとって一番大事なことは、子ども自身の防犯・安 全意識を高めることではないかと考えます。

そこで、森町での子どもの見守り体制の強化として、児童の登下 校中の安全確保を図る目的で、防犯ブザーの支給を提案させていた だきますが、お考えをお伺いいたします。

議 長 教 育 長

(榊原淑友 君)教育長。

(比奈地敏彦 君)伊藤議員の教育委員長へのご質問でありますが、私、教育長からお答えいたします。

初めに「学校教育の充実について『子ども議会』開催の考えは」 について申し上げます。

本年6月に選挙権年齢が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き 下げる「改正公職選挙法」が成立し、平成28年6月19日から施行さ れることとなりました。これにより、来年から、高校生を含む満18 歳以上の者が、選挙に参加できるようになります。

国政選挙の年代別投票率は、平成26年12月に行われた第47回衆議院総選挙では、20歳台が32.58パーセント、30歳台が42.09パーセントと、他の年代と比べると低い水準に止まっています。このような状況からも、小・中学生が模擬議会を体験することは、議員ご指摘のように、町政を身近に感じ、政治に関心を持たせるという意味でも、大変有意義なものですし、森町民としての自覚と郷土を愛する心の育成にもつながるものと思います。現に、今述べたような目的達成のために、近年、地方自治体による模擬議会としての「子ども議会」の開催が増えているのも事実です。

一方、森町の中学生の実態を見ますと、防災訓練や住民体育大会のボランティア、地域の公共施設のトイレ清掃など、社会参加をしている小・中学生は多く、郷土愛はもちろん、地域の課題を子どもなりにつかんでいるものと考えます。

また、学校では、小学校高学年や中学校の社会科、公民分野において、政治や地方自治、主権者として政治に参加することの意義等について学んでいます。地方自治に関しては、町の将来を考える授業もあり、将来の森町を支える力になるものと思います。

子どもに体験させ、学ばせるという観点から言えば、議会の議場を使って模擬議会を行うことにとらわれず、学校内において、議会を想定して「子ども議会」的に授業を行ったり、文化祭など学校行事の際に、全校児童・生徒や保護者の前で考えを発表する機会を設けたりすることで、児童・生徒みんなが参加できることに加え、これらの目的を達成することにつながるのではないかと思います。

議場において実施するとなりますと、実施に当たってどこが主体となって行うのかという基本的問題や、学校での事前指導、日程調整、人数の制限、児童・生徒の引率等課題もありますので、「子ども議会」開催については、学校とも協議し、開催の場所や意義、効果について研究、検討をして参りたいと思います。

次に「新入学児童に防犯ブザー支給の考えは」について、申し上げます。

全国で子どもたちが狙われる事件が多発する中、子どもたちと地域全体に防犯意識を持ってもらうことは、大変重要であると思います。町でも、かつて防犯ブザーを新入学生に配布し、家庭での防犯意識の啓発の一助としておりましたが、ある程度啓発が達成されたことと、県の「小さな親切運動静岡県本部」から防犯用の笛を新入生に頂くようになりましたので、ここ数年は町として防犯ブザーをお渡ししていないのが現状です。

しかし、防犯ブザーが「地域の目」の役割を果たすことは承知を しておりますし、防犯ブザーを持ち、防犯意識が高いことをアピー ルすることで、犯罪抑止にもつながるものと思っております。

今後は、予算の確保に努め、町内に住む新入学児に防犯ブザーを 提供し、通学時などの安全確保を図るとともに、子育て支援の一つ にして参りたいと思います。また、配布にとどまらず、外出時は保 護者に行き先を知らせることなどの防犯の基本を教え、防犯意識を 啓蒙する教育へもつなげていきたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議長

1番議員

(榊原淑友 君)1番、伊藤和子君。

(伊藤和子君)新入学児童の防犯ブザーの支給に対して、 ご賛同いただけましたこと、大変うれしく思うと同時に、今後の防 犯教育の充実に期待しております。また、保護者の方々にとりましても、小学校に入学する我が子に対する不安も軽減されるのではないかと思っております。また、子ども議会に関しては、今後の検討 課題ということでございますが、子ども議会の意義をご理解していただき、ご検討をお考えになっていただきたいと思っております。

さて、これからの森町を担っていく子ども達にとって、自分達の 地域でどんなことが問題になっているのか、課題解決に向けどうい う取り組みが必要なのか、地元を知り、理解をしていくことは今後 の学校教育の中で必要なのではないでしょうか。この議事堂の中で、 町長や町の幹部職員の方々の前で意見・提案を出すことによって、 行政がどんな役割を果たしているのか、学ぶことができるすばらし い機会ではないかと思います。

また、議会の役割、議会が何をしているのかを知り、選挙に対しても関心度が高くなるのではないかと考えます。保護者の方々も町政に興味関心を持たれる方が多くなるのではないでしょうか。

実際に、子ども議会を体験した子どもさんたちの声をご紹介させていただきます。「ふだん味わえないような雰囲気、緊張感が体験できた」「議会を本格的にやってもらえたので、議会の仕組みがどういうものなのかよく分かった」「自分の意見を市長さん、町長さんに伝えることができて、誇りに思っている」「ふだん余り考えなかった自分の町について良いところ、改善してほしいところを考える、とても良い機会になった」と、このような意見が出ており、自分達が住む町の将来を考えながら、自分達の目線で、自分達の考えで、自分自身の言葉で伝えていく「子ども議会」は非常に意義のあるものだと痛感いたしました。

今日のこの提案が、今後の学校教育の中で、「子ども議会」やってみようかという、きっかけづくりになればと期待しております。

それでは、再質問に移らせていただきます。

公職選挙法が改選され、来年の夏から、18歳以上に選挙権が与えられます。子ども達に選挙の意義や社会参加の必要性を教える「児童・生徒に対する主権者教育」の必要性も重要になってくるのではないでしょうか。子ども達が社会の中で自立していくための生きる力を身に付けられるような、また、将来必ず直面する個人や社会の様々な課題解決に対応した教育、社会参画の力を育む教育が重視されてくるのではないでしょうか。

今後の森町の学校教育の中で、どのような「主権者教育」をお考 えになっているのかお伺いさせていただきます。

長│(榊原淑友 君)教育長。

(比奈地敏彦 君)まずはじめに、「主権者教育」の認知につ

議 長

教育長

いて、多くの知識を持ち合わせているということではございませんが、質問の関連の中でと解釈させていただきたいと思いますが、2 点お話をさせていただきます。

1点目は、来年の参議院選挙で18歳選挙権が実現されるわけですけども、そういう中で政治的な中立性を担保しつつ子供たちが政治や社会について考えることができるように、授業や学校生活の中でいるいろプログラムを考えていった方がいいのですよというような動きがあるのは承知しておりますし、現実に直面しているのは、ご承知の通り義務よりか県立の場合が多いんじゃないかなと、このように思います。現に18歳でも該当する子としない子がいるという状態ですので、やはり主権者教育の動きについて、学校現場でどうあるべきかという問題については、一つは直面している県立の動きを重視しながら、義務教育でやらなくてはいけないことは何かっていうのが出てくれば、そこから研究をしていけたらと、そのように思うところでございます。

もう1点については、議員が求められている、これからの要するに新しい主権者っていうですかね、そういうふうな考え方ですと、多分国や社会のいろんな問題に対して自分で考えて自分で判断して、自分で行動できる、そんな主権者であってほしい、子供であってほしいという願いが込められているんじゃないかなと、このように思います。そう考えますと、ご承知のとおり文科省の方に出ている生きる力、先ほど議員の方からも口に出ておりますけども、知・徳・体のバランスがとれた力の中の、知の部分で、文科省の方では確かな学力のおさえとして、基礎的な知識技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力というようなおさえがあります。そう思うと、やはり主権者教育というですかね、将来の主権意識を醸成していくためには、義務教育においてはやはり生きる力の具現化を、きちっと授業で進めること、又は県の、静岡県でいえば有徳の人のおさえの中にも触れられているところです。1番目は「自らの

資質・能力を伸長し、個人として自立した人」というような文言が ございますので、それと3番目に「社会の一員として、よりよい社 会づくりに参画し、行動する人」というようなおさえが触れられて おります。

ですので、先ほどいいましたように、主権者教育の実際の義務の中での進め方等については、日々の授業を充実しながら考えていくというようなことでご理解をしていただけたらと、このように思います。

議長

(榊原淑友 君)5番、鈴木托治君。

5番議員

(鈴木托治 君)5番、鈴木托治です。私はナラ枯れ対策と 町有林の有効利用ということで質問させていただきます。私は、原 発を含む環境問題について、過去この議会で何回も質問してきまし た。今後も私の生き様として、この問題を追及したいという観点か ら、この問題を取り上げました。コナラー種類ばかと思うかもしれ ませんが、非常に多くの問題を含んでいるわけです。たかがコナラ、 されどコナラであります。

平成22年度の12月議会で、中村前議員からナラ枯れ被害の報告と対策の質問がありました。一部の地域であった被害が、今は広範囲に拡大しており、森町も例外ではないと思います。質問から5年弱が経過しました。県・町はこの問題に対してどのような調査や対策をしてきたのか、また、今後の方向性について伺いたいと思います。

また、それに関連して、森町は広い面積の町有林を所有しております。町有林管理委員会での会議内容と、町が今後このスギ・ヒノキをどのように利用しようとしているかをお聞きしたいと思います。

議 長

(榊原淑友君)町長、村松藤雄君。

町 長

(村 松 藤 雄 君)鈴木議員の「ナラ枯れ対策と町有林の有効 利用は」のご質問にお答えいたします。

初めに、ナラ枯れについて申し上げます。ナラ枯れとは、カシノ ナガキクイムシという羽根を持つ体長5ミリ程度の昆虫が、コナラ、 ミズナラ、カシ類などのブナ科樹木の幹にせん入し、その際、虫が持ち込むナラ菌という病原菌が道管にまん延することで、幹内の水分の流れが阻害され、樹木が枯れるものであります。

被害木は高樹齢木に多く、被害拡大の要因については、1960年代 以降の化石燃料使用の普及によるコナラなどの薪炭林管理の消失に 伴う、高樹齢化や大径木化とも、また、地球温暖化とも言われてお ります。

ナラ枯れについては、平成22年12月議会の答弁の後、被害が一旦終息したため、特別な対策はとりませんでしたが、ご承知のように、今年の初夏頃から、また県内各地で被害状況が報告され始め、今までなかった県中東部地域でも初めて被害が発生したり、当町においても山間部を中心に被害の増加が確認されております。

1点目の「県や町はどのような調査や対策をしてきたか、今後の方向性は」についての質問でございますが、県では、平成22年度に県内で初めて被害が確認されたことを受け、「静岡県ナラ枯れ被害対策連絡協議会」を平成23年度に設立するとともに、国、市町と連携した被害情報の連絡体制の構築、「静岡県ナラ枯れ被害対策の基本方針」「静岡県ナラ枯れ被害材に関するガイドライン」「静岡県ナラ枯れ被害対策ガイド」の作成により、広域的かつ迅速な被害情報の共有、被害状況に応じた具体的な防除方法や被害拡大防止策の検討・普及・指導を行ってきました。このようなことをスタートしたわけですけども、先に申し上げましたように、ナラ枯れ被害が終息したということでございまして、その後の動きは余りなかったということでございます。

また、国はナラ枯れの被害状況を確認しやすい9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」と定めており、全国で集中的な被害調査が行われています。町では、県・国の対策と連携し、平成23年度以降調査を実施してきましたが、町内における被害はありませんでした。しかし、平成25年に被害木が確認され、今年に入り被害が増大しており、今年の7月には、町も県とともに町内を巡視して、被害状況の

調査・確認を実施しております。

その結果、具体的な被害箇所は、大門、薄場のほか、問詰や西俣、 黒田、三倉、乙丸など、天方・三倉地区にいたる広範囲に広がって おり、約210本ほどの被害木を確認しております。

県は、ナラ枯れ対策について、感染した樹木が全て枯れるわけではないことや、他県では3年から6年で被害が終息していることなどを踏まえ、拡大した全ての被害木への対応は困難なことから、公園や道路、公共施設等の近くで、枯れて倒れる危険が心配される被害木に関しては、徹底した駆除を行うよう呼びかけています。

また、新聞にも報道されましたけども、今月9月9日に県庁において、本年最初の県ナラ枯れ被害対策連絡協議会が開催され、被害の現状や防除の考え方など県農林技術研究所の研究員から説明を受け、適切な防除の方針を確認しております。

今後の方向性としては、町では県の方針に基づき、町有林、民有林にかかわらず、更に被害調査を進めて参るとともに、町民からも被害情報の提供を呼びかけ、掌握した被害状況を広報し、啓発して参ります。また、その結果、道路や公共施設の近くで被害木を発見した場合は、その緊急度を精査し、国・県の補助が受けられるときには伐採駆除等の実施を検討して参りたいと考えております。

次に「町有林材の有効活用」についてお答え申し上げます。

まず、町有林の概要でございますが、総面積が約123へクタール、 その内訳としては町の所有林が7箇所、約38へクタール、分収林が 2箇所、約85へクタールとなっており、その管理状況としては、既 に下刈施業期を終了し、間伐・枝打ち等を実施しているところであ ります。

こうした中、ご案内のように、町有林管理委員会を設置し、町有林の育成、管理及び運営に関し必要な事項を協議しております。その主な会議内容でございますが、町有林の経営計画、育成管理、及び町有林の立木の伐採・処分に関すること等について協議しており、町有林の今後の利活用が課題とされております。

もう少し具体的に申し上げますと、「生業としての経済面と環境 面の両面の機能を併せ持つ森林であるからこそ、両面の機能を持続 可能なものとして経営していく必要があり、地形や作業道等の状況 により、材を切り出してもコストに見合う箇所とそうでない箇所の 整理が必要である」という意見を頂いております。

また、「材価が低迷している状況の中、公有林としての役割や太 田川ダム流域に多くの町有林があること等を踏まえると、環境的な 側面を重視した経営をしていくことが望ましい」という意見も頂い ております。

したがって、その協議を踏まえた今後の方針につきましては、「長期にわたる木材価格の下落や搬出費用、また、分収林もあり関係者の調整も必要なこと、更に町有林の多くが太田川ダムの流域にあること等を踏まえると、主伐及び間伐を行い、搬出して販売するにはコスト的に厳しい状況であり、間伐等の適切な管理等を実施しながら、洪水・渇水を緩和し良質な水をはぐくむ『水源涵養機能』や、土砂災害等を防止する『国土保全機能』等の公益的機能をしっかりと保持していくことを優先していく」という方針となっております。

こうした方針のもと、ご質問の「スギ、ヒノキの今後の利用方法」について申し上げますと、スギ、ヒノキの町有林に占める面積割合は町有林全体の約9割となっていることから、何とかして有効活用したいところではありますが、材価・経済状況をにらみつつ、切り出してコストをカバーできるようならば、切り出して間伐材の利用促進を進め、そうでない場合は、切捨て間伐を進めることになろうかと考えております。

そして、材価が低迷したままの現状におきましては、平成25年度からの8箇年事業で、国庫補助事業である「美しい森林づくり事業」を有効活用し、保育(切捨て)間伐を進め、適正な町有林の管理を進めているところであり、森林の持つ公益的機能を保持しつつ、町有林の有効活用を図れるよう、努力しているところであります。

さらに、今後の検討課題につきましては、材価を取り巻く状況が

改善した際に、計画的に事業を推進することが可能となるよう、主 伐や路網整備等、町有林のどこから事業を実施していくのが最良か 等々を総合的に検討していきたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長

5番議員

(榊原淑友君)5番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 今町長から回答がありましたけど、カシノナガキクイムシという虫だそうですが、どうもこいつが2~3年昼寝したみたいで、なかなか発生しなかったと。だけど、今現在夏場に山をみると茶色くなっているのは多分コナラだと思うし、私若干ゴルフやるんですけど、ゴルフのフォレストなんかにも相当な10本近い木が枯れているのが見受けられます。

私は国や県の補助なしでも、これだけは一刻も急いでやらなければいけないと思っておりまして、なぜこの問題が私は非常に大きな問題としてとらえているかということを、私なりに若干説明したいと思っております。

この地方に多くみられる落葉広葉樹の代表はコナラであります。 このコナラ枯れが急速に進んでいますが、コナラはクヌギ、サクラ、 ブナ等とともに、日本の山にはなくてはならない木であります。こ のような雑木は地球温暖化を防ぎ、川や海を浄化し、豊かな地下水 をはぐくんできました。これらの木は根が深く、保水力が強い特性 を持っています。去年の広島の集中豪雨でもみられたように、崖崩 れの多くが、スギ、ヒノキというのは浅根性の木でありまして、そ ういうことで強固な地盤が築けなくて、ああいう崖崩れがそこら中 で発生しているのも、やはり雑木の必要性というのも十分認識して いただきたいと思っております。

どこかの人が、全国の津々浦々までという言葉をよく使いますが、 津々浦々まで林立しているヒノキやスギを伐採・間伐して雑木との 混交林を作っていくことは、私は非常に重要なものだと思っており ます。少々の予算を費やしてでも、是非ともこの山の形成、そうい うものを図っていっていただきたいと思います。 私は、山が山であるためには、原始の昔に戻せとはいいませんが、 広葉樹の森は生活環境や人間存在の源であると思っております。若 干横道に入りますが、この地球はかつて5度も絶滅を経験してきま した。現在進行中といわれている6度目の大絶滅は、人間自身がそ の引き金を引いていると言ってもいいと思います。人類は進歩の名 の下に、世界中の自然に手を加えてきました。あらゆる川にダムを 造り、化石燃料を造りすぎて大気の組成を変えてしまい、また、海 の酸性化を生み出してきました。サンゴ礁の3分の1、淡水貝類の 3分の1、サメやエイなどの魚の3分の1、ほ乳類の4分の1、は 虫類の5分の1、鳥の6分の1、更に植物では2分の1が今絶滅の 危機にあります。世界は今、毎年4万種の動植物が絶滅の危機に瀕 しております。人間以外の他の種を絶滅に追い込むことにより、人 類は自分の乗っている木を切っているのと同じだと私は思っており ます。

地球上の生物を一気に絶滅に追い込む力を持った人類が、生物として人類は無自覚のまま生きることに対し、地球・自然環境から強い警鐘を鳴らされていると思います。人類絶滅のカウントダウンがまさに始まっています。戦争なんかやっている場合じゃありません。

昭和38~39年から、輸入材の関税が低くなりまして、日本はほとんどの材木を輸入に頼っております。しかし、その輸入も輸出先がまさに、本当に世界の環境に大事な木を伐採して、そして日本がそれを消費しているわけです。こんなに自然破壊をしている日本の経済そのものが、世界にとって非常に大きな害悪を担っていると私は思っております。是非とも、こういうこれは国の政策でありますので、県や町がいちいち輸入材をやめさせるようなことはできないかもしれませんが、一刻も早くそういう頭の切替えをして自然を守る、人類を守る、そういう方向性に進むべき政策をとるべきじゃないかと私は思っております。

そういうことで、私の町有林の問題もその一環としてとらえておりまして、町有林の木材を何とか森町の生活、町の発展のために尽

くしていくべきと思い、今用材として使えるような木も相当あると 思いますので、人口流入の材料として、例えば森町で家を作ると、 それで森町の大工さんを使うと、そういうことになれば、当然その 木を切る。そりや費用がかかります。しかし、それを切って、そし てどうぞ使って家を建ててくださいと、それぐらいにすることが、 私は一番人口問題に対しても、あるいは自然環境の問題に対しても、 非常に有効な手立てと私は思っております。

どうか、この自然の問題は絶対にあとずさりしないでください。 人類は一遍楽をするとどんどんその方につながっていきますが、も しかしたら、私は人類は100年ももたないんじゃないかという、そ んな危機感さえ持っております。今年も38~39度の高温の地域がた くさんありましたし、ひょっとしたら、あと10年もしたら45度くら いの気温になるじゃないかと、そのようにさえ思います。そうなっ たら人間生きていけませんよ。そのためには、やはりそういう環境 面もしっかり考えて、儲けばっかりじゃなくて、そういう人間が暮 らしやすい世の中、世界を作っていくことが、私は最も大事な問題 だと思っております。

そういうことで、是非とも町長、今言った町有林の木を森町に住む、家を建てる人に提供する気はありませんか。お答え願いたいと思います。

議 長 町 長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 托治流の持論を聞いたわけでございますけども、ナラ枯れ対策、これは9月9日の静岡新聞でございますけども、こういう記事になっております。「県の調査などによると、感染した樹木が全て枯れるわけではなく、被害が多いコナラの場合は7~8割が生き残る。このため、地域の森林全体に拡大することはないとみられ、担当者は『過剰反応は不要』とする。ただ、道路沿いの樹木が倒れるなど、ナラ枯れが事故につながる恐れがあることも指摘し、『守っていくべき大切な樹木にまで広がらないよう、対策を講じたい』」こんなコメントが、今托治議員のお話を聞きなが

ら、読んだところでございますけども、まず基本は、その材が個人の材か、公用の材かということなんですね。個人の材に税金を使ってそれを守るということに関しては、一つの公益的目的がなければいけない。

だからこそ、道路沿いの樹木、これが個人の所有であっても、それが倒れたときに通行車両に被害を及ぼす、こういうところのコナラについては、町は対応すべき、個人にやっていただいて補助金を出すようにするのか、でもそれについては、やっぱりこれは町だけのお金でやるんじゃなくて、国・県もそういう必要について被害を理解しているわけですから、まずは国・県に補助金を下さいという行為をして、そして頂くことができたら対応する。これが町の姿勢ではないのかなと。ちなみに、各市の状況を聞いてみますと、個人の山については補助をする考えはどこも持っていないと。

ただ、先ほど申しましたように、道路周辺とか、そういう公益的な必要があるところについては、国の補助が頂けるならば、個人の土地といえども対応していきたいというところが数市ございます。全然対応しないというところもございます。でも、森町は森林を抱える町でございますから、できれば森町としてはそういうところについては対応していきたいなと。

また、今県は森づくり事業を5年間これから延長しようとしているわけですね。この事業というのは、育林を放棄した山をそのままにしておくと、国土の保全、県土の保全が損なわれると。そこに皆さんから頂いた森づくり税で対応しましょうという制度をもう5年延長しようと努力しておりますので、できればね、こういうコナラ対策についてもその事業の一環として繰り入れていただけるよう要望をしていきたいなと、このように思っているところでございます。

次に、町有林の材木を活用して、森町に家を作っていただく方に 提供したらどうだと、これもいいアイデアだと思うんですけども、 ただ、先ほど申し上げましたように、123~クタールのうちの分収 林85~クタールなんですね。約4分の3ぐらい。 分収林っていうのは、ご存じのように個人の土地を町が借りて木を育てて、育った対価を土地の所有者と育てた方と利益を割り振って所得にすると。当然個人の方は利益が欲しいわけなんですよ。だから今分収林で切りやすい時期が来ていても、今切っても地主さんに提供するお金が発生しないから、切らないわけなんですね。だからその材価を、今度は売らずに森町に来てくれる人に提供するとなると、その材価の分まで森町が負担をしていかなくてはいけないという問題が出てきます。で、基本的には材価は自分たちの山を切って柱にするよりも、製材からやった方が、買った方が効率的で安いです。だからどちらが経済的かというと、理想は森の山で育った木を使って、皆さんに家を建ててもらうっていうのが理想なんですけども、現実に今家を建てる人は自分が山を持っていても、自分の山の木を切らずに材木を買って家を建てる人がたくさんいます。そういう状況にあるっていうこともご理解いただきたいと思います。

議 長 5 番議員

(榊原淑友 君)5番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君)昔の人は、経験則からいろんないいことわざを生んできました。ここに持ってきたの、これ皆さん初めて見ると思いますけど、これはクヌギというコナラの一種の木であります。これは静岡県では伊豆地方に多く分布し、また、この辺では三倉の山の奥、春野町の方にしかみられない木で、これはコナラの親戚の木です。で、昔の人は、「ブナの実一升、金一升」、一升枡にブナの実をいっぱい入れたのと、金をいっぱい入れたのと同じくらい大事ですよっちゅうことを昔の人は言ってるんで、それぐらいに、ブナとかそういう雑木というのは山にとってものすごく大事な木だっちゅうことを、その一つのことわざが見事に言い当てていると私は思っております。

そういう意味で、もう一つ「海の恋人は山である」というように、 やっぱり山がよくなければ海もきれいにならない、魚もいないとい うように、山と海とは密接に関係してるという、そういうことから 言っても非常に山の保全、あるいは原生林に近いような雑木の山に 戻すっちゅうことは、私はものすごく重要なことだと思います。これは本当に、人類が生きてくか生きていれんかわからんような、それぐらい重要なことが、30年50年100年後に起こってきます。それを先取りして、こういうクヌギとか落葉樹を植えるということは必要だと思いますが、町長、このコナラとかそういうのの植林運動っちゅうか、青地のところでも原生林なったような、竹やぶみたいなところもいっぱいありますの、そういうところにそういうものを植えましょうっちゅうか、運動を提唱したいですけども、どのようなもんでしょうか。

議長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) 今、森づくり環境税、これらを使って伐採するときに、スギ・ヒノキだけを植えるんじゃなくて、雑木林も一緒に設けて、そして山を、雑木林もあるけども、スギ・ヒノキもあると。そういう山にしておくことがこれから大事ですよということを提唱しています。

ですから、その雑木林の部分に、おっしゃるようにコナラとかこういうものを植えたら、よりいい山ができるよということになると、そういう雑木林をうまく活用するというような運動を進めていくということは、生産林と雑木林を同居させて、山全体が良い環境を作るということになろうかと思いますので、担当課もよくPRしていただいて、そして森づくり税も頂いて、事業をやる人たちにそういうことも話題提供なり促していきたい、このように思います。以上です。

議長

(榊原淑友 君) しばらく休憩をします。再開を14時30分から行います。

(午後2時18分 ~ 午後2時30分 休憩)

議長

(榊原淑友 君)休憩前に引き続き会議を再開します。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君)6番、西田です。今日は一日マイナンバー の話となってしまいますが、お許しください。また、途中でちょっ

と元気がなくなるかもしれまんが、昼飯が今日はなくて、食べてお りませんので、すいません。社会保障・税番号(マイナンバー)制 度のリスクと対応を質問いたします。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度が、国民・町民の理解も 周知も半端なまま、10月1日からスタートいたします。最初は社会 保障、税、災害の3分野、98の行政事務となっているようですが、 政府は対象情報の拡大、カード利用の拡大を国民に押し広げようと しています。

広報もりまち8月号に概要が掲載されておりますが、これでどれ だけの町民が理解するでしょう。日本年金機構の情報流出を始め、 近年IT普及が進めば進むほどリスクが高まっております。そこで、 次の4点について伺います。

一つは、広報で、国民・町民の利便性を高め、公平、公正な社会 の実現を目的と言っておりますが、本当にそうでしょうか。

二つ目には、システム構築、カード発行手続等でどれだけの税金 が投入されたか、されるか。町独自の税負担と職員の業務負担はい かほどかお伺いします。

三つ目には、生涯変わらないナンバーは、広報で非常に大切、保 管に注意と記されておりましたが、リスクは書かれておりません。 流出し、悪用されたときどのような対応をとり、また、誰が責任を とるのか。罰則の強化など余り意味がないと考えますがどうでしょ う。

四つ目は、システム構築の準備不足、不安がある場合、延期は許 されないのでしょうか。絶対の安心はない中で、町民には大きなメ リットはなく、リスクだけを負わされたのではたまったものではな いと思いますが、どうでしょうか。

よろしくお願いします。

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 西田議員の「社会保障・税番号(マイナン バー)制度のリスクと対応は」についてのご質問にお答えいたしま

議 長

町 長 す。昼食をとられていないということで、少し声に元気がないなと 思った次第でございまして、再質問をよろしくお願いしたいと思い ます。

1点目の「広報でいう国民、町民の利便性を高め、公平公正な社会の実現を目的というが本当か」のご質問でございますが、マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に、1人一つの番号を付し、社会保障・税・災害対策の分野で、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。このことにより、まず、行政機関等への申請において添付書類の削減など国民負担の軽減や行政手続の簡素化が図られ、利便性が向上します。

また、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うなど、公平公正な社会を実現すると期待しております。

2点目の「システム構築費、カード発行手続等でどれだけ税金が投入されたか、されるか、町独自の税負担と職員の業務負担はいかほどか」につきましては、マイナンバー制度導入に向けて、町ではシステム改修費、カード発行手続等として約85,000千円の事業費を見込んでおり、このうち国からの補助金を除いた町の一般財源分は、約28,000千円を見込んでいますが、その一部についても交付税措置が予定されています。本来、このマイナンバーに伴う事務は、分類で行けば町の固有事務に属する事務であろうかとも思っておりますから、このようなことはやむを得ないのではないかなとも思っております。

また、職員の負担につきましては、どの新規事業でも同様でございますが、制度導入時には通常の業務に一つ加わるわけですから、職員の業務負担は大きくなると思われます。しかしながら、導入後は様々な情報の照合、転記、入力などに要している労働時間が削減され、職員の業務負担は軽減されるものと存じます。

3点目の「生涯変わらないナンバーは、流出し、悪用されたとき どのような対応をとり、また、誰が責任をとるのか。罰則強化など 意味がない」につきましては、マイナンバーを使って社会保障や税 などの手続を行う際には、個人番号カード又は運転免許証などの顔 写真付きの身分証明書、顔写真入りの身分証明書がない場合は国民 健康保険、国民年金手帳などの二つ以上の書類により本人確認を厳 格に行うことが、法律でそれぞれの関係機関に義務付けられていま す。

また、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように個人情報を分散して管理しますので、リスクは軽減され、たとえマイナンバーが漏えいした場合にも、本人の請求などによりマイナンバーを変更することも可能です。また、システム面では各機関の間で情報連携する際に、個人番号を別の形式に符号化することや通信を暗号化するなど、リスクの軽減が図られるものと存じます。

また、お尋ねの「誰が責任をとるか」につきましては、情報の漏えいについては、法令によりそれぞれの取扱機関がとることになっておりますので、個人のプライバシー等の権利利益の保護に自ら取り組んでいることを、自ら宣言する個人情報保護評価(PIA)を実施し、リスクの軽減措置を行います。

4点目の「システム構築の準備不足、不安がある場合、延期は許されないのか、絶対の安心はない中で町民には大きなメリットはなく、リスクだけが負わされたのではたまったものではないと思うがどうか」についてですが、番号利用の開始は平成28年1月から運用されることが政令で定められているため、全ての自治体で延期は認められないことになっております。

また、町民のリスクにつきましては、先ほどから申し上げているとおり、特定個人情報を一元管理するのではなく、国、地方公共団体の行政機関などが、それぞれの機関で管理し、必要な情報を必要なときだけやりとりする分散管理の仕組みが採用されており、マイナンバーをもとに特定の機関に共通のデータベースを構築すること

はありませんので、そこから個人情報がまとめて漏れることはありません。

議員ご案内のとおり、先般、年金事務所による情報漏えい事件が発生したこともあり、マイナンバーの取扱いについて、町民のみならず全国的に関心が高いことは承知しておりますので、先ほど一般会計補正予算でお認めいただきました、標的型攻撃メールに対する監視装置を早期に導入し、また、職員への研修等を実施し、情報セキュリティの向上に努め、町民の皆様からの信頼を損なわないよう努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長 6 番議員

(榊原淑友君)6番、西田彰君。

(西田 彰 君)確かに、利用する側にとってみれば極めて 効率的なツールとなると思います。この番号制度の本当の狙いって いうのはどこにあるかといいますと、国民の収入、財産、この実態 をね、政府がつかんで、税金や保険料の徴収強化と社会保障の給付 削減などを図りたいと考えているようなところがあります。

そのことを示すように、内閣官房社会保障改革担当審議官は、国 民の個人情報を完璧に近い形に名寄せすることで、税・保険料をも れなく徴収するとともに、社会保障の基準となる所得把握を厳密化 することで、社会保障制度の対象を、行政が低所得、低資産と認め る一部の人に限定していく、これが狙いとこの審議官は語っていま す。

安倍内閣において、マイナンバーを経済成長戦略の観点から官公 民に広げようとしておりますが、既に情報連携が予定されている行 政が保有する個人情報というのは、もう膨大なものがあります。そ こにまたさらなる利用拡大を民間にも広げていくということになる と、不正利用、情報漏洩の危険は非常に高まってくることが予想さ れます。

さらに、特定の個人の情報を照会できる、そういうシステムがも しこのマイナンバー法でできてくると、秘密保護法の解釈拡大で国 民監視の道具として利用価値が高まってくるということが分かります。情報収集の合法化、合法的に個人の情報を集めるという恐れが出てくると思いますが、ここらへんは国の判断ということで、町がどうのこうのとはなかなか言えないとは思いますが、とにかく、情報が漏れないような体制、100パーセント絶対大丈夫というのは職員の皆さんは言えないと思いますが、その辺のあたりは、そのことに関してはどうでしょうか。

また、基幹システムを構築するための費用というのは、今森町では85,000千円、そのうち町が負担するのは28,000千円で、交付税措置もあるということでございますが、国が試算をしているのは340,000,000千円以上というふうに言われています。基幹システムの構築費用っていうのは、四つの分野に分かれているようです。29,000千円を使う中で、地方税システムがありますけども、これは補助率3分の2、残りが普通交付税措置・特別交付税措置とされています。しかし、ランニング経費、これを維持していくもの、これは地方財政措置とされているようですので、そのあたりをどのぐらいかかっていくかというものを現在町では考えているのでしょうか。

また、通知カード、番号カード発行事業補助金、交付事務にかかる補助金が全国では48,320,000千円とされていて、先ほど言った町が必要とするお金がこの中に入っていると思うんですが、それ以外に、職員の業務が先ほどもありましたように少し過剰になるというのは町長もおっしゃいましたけども、その後またカードを発行するために、また発行がいつまでたっても連絡がつかなかったというのに後追いするっていうのにも、職員が仕事を回さなければいけないので、その辺も考えると、まだまだお金がかかるような気もいたしますが、その辺はどうでしょうか。

それから、このカードシステムには四つほどリスクがあると考えています。一つは先ほど申しましたように、100パーセント情報漏れを防ぐっていうことはとてもできない。これは不可能だと私は考えています。そして、意図的に情報を盗み売る人間もいるというの

が、このカード社会の中にあって、被害が後を絶たないという中では、絶対こういう人間は出てくるということ。頭のいい人がいるわけですけど、そして、一度漏れた情報は流通して、売買され取り返しができなくなってしまいます。さらに、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるということを言われています。それはそうですよね。100の情報よりも1000の情報が入っていれば、当然それを利用しようとすることは高まってくるので、攻撃をされやすくなると思います。

そして、今度のこのカードシステムですけども、マイナンバーですけども、特に地方公共団体が設置する中間サーバ、この中間サーバっていうのは経費の削減やセキュリティ対策、運用の安定性確保の面から、全国に2箇所設置されるといわれています。これを共同化・集約化が図られると聞いています。中間サーバには他機関から照会を受けた受けたとき提供できるように、個人情報の副本、コピーが保存されています。この中間サーバがサイバー攻撃を受けますと、ほとんど全部が出てしまうという可能性があります。ですから、100パーセント、絶対の大丈夫

議 長 (榊 原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君)少し質問を整理して質問してください。国 のことを言われても私たちには答えようがございません。

議 長 | (榊 原 淑 友 君) 6番、西田彰君。

6番議員 | (西田 彰 君) 中間サーバについては分かりますか。

議 長 (榊 原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君)分かりません。まだ報告を頂いておりません。

議長一(榊原淑友君)6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) それではマイナポータル、これはどうでしょう。確か広報にも出ていたと思いますが。

議長 (榊原淑友君)西田議員に申し上げます。少し質問を整理して、名称の確認とかでしたら、場を変えてしていただいて、それ

ぞれのものについて的確な質問をお願いしたいと思います。

6番議員

(西田 彰 君)では今ひとつ、1点、町が負担しなければいけないお金、85,000千円、またそのうちの28,000千円が町の負担、一部交付税措置があるということですが、これ以外、先ほど私が言いましたように、今後のランニングコスト、いろいろなカードを通知されてもそれが届かなかったり、また住所がはっきりしなくて職員が改めるというようなリスクというお金はどれぐらい考えているのか。その1点をお願いします。

議 長

町 長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君)まず、情報の保持について、どのように行われているかということについてお答え申し上げたいと思います。

この情報の保持については、国の方から特定個人情報保護評価をしなさいと、こういう義務づけがなされております。少し説明しますと、「行政機関の長等が、番号法第27条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定める」ということで、自ら特定個人情報保護評価を実施して、そのような情報の漏洩がないよう努めなさいと、こういう義務づけがなされております。

これを受けまして、本町におきましてはこのような保護すべき事務が14事務ございます。本年2月に住民基本台帳事務につきましては保護評価を行ったところでございます。残りの13事務につきましては、税の事務、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税や予防接種の実施事務、介護保険法の給付、支払保険料の徴収事務等を10月末を目標に、現在各課において保護評価の作成を行っているところでございます。

また、保護評価書の作成につきましては、事務の概要、システムの名称、個人番号を利用する法令上の根拠、情報ネットワークシステムによる情報連携について評価を実施します。保護評価書につき

ましては、特定個人情報保護委員会、国の機関でございますけども、 への提出並びに町のホームページで公表するということでございま して、この個人情報の保護が図られるよう、自らその管理に取り組 んでいるということをお伝え申し上げたいと思います。

次に、ランニング等の経費についてでございます。まだ具体的に作業がスタートしておりませんので、どのような経費が幾らかかるかというのは、うちとしてもまだ分かりませんけども、基本的にはこういう経費については、普通交付税の算定の中にカウントされてこようかと思います。したがって、普通交付税の基準財政需要額として数値が示されて、それに伴う収入額がなければ普通交付税の対象となってくるということで、自治体の事務が担保されるように思います。

それから、職員の作業量が増えるのではないかということでございますけども、確かにマイナンバーの交付をする時期、一時的には増えるかと思います。これは税の確定申告とか、あるいは災害が起きたときの、その臨時緊急に対応しなくてはいけないとか、こういうことは一つの事務を対応する以上はあり得ることでございます。反面、このマイナンバーが定着すれば、住基事務はその分は軽減をされますから、この制度が落ち着いてきたときには、プラスマイナスある程度、そんなに職員の負担増ということにはなってこないと思っております。

西田議員がおっしゃるように、一番の問題は、やっぱり所在が確認できない、返送された人の確認をどうするかということでございますけども、森町の場合は都市部と違って、住民票不在の町民がそんなに多いとは思いませんので、それからまた、国勢調査も行われて、実際には住民票にのっているのかのっていないのかは把握できるんですけども、先般職員に聞いたところ、国勢調査のデータについては、他に使ってはいけないということですから、国勢調査のデータをマイナンバーの住宅の捕捉に使うことは可能であっても、法令上それはやってはいけないことになっておりますので、それはで

きないので、他の方法によってやるしかないと思いますけども、少なくとも対象数がどれくらいあるかどうかぐらいは推測はできるかと思いますので、西田議員が心配するほど森町はそんなに多くないんではないのかなと、このように思っておりますので、ご安心ください。以上です。

議長

6番議員

(榊原淑友君)6番、西田彰君。

(西田 彰 君)マイナポータルというのがどういうものかは、ちょっと説明しておきます。これは個人のパソコンで情報が見れると、そういうシステムを作ってくると、これにはICカード、パスワードがあれば入れます。ですからこれを盗まれると、すべて個人情報が丸裸になってしまうということですので、このマイナポータルも取り入れるということですが、非常に危険なものもあると考えます。

今町長が、いろいろこういうふうにしていきますから大丈夫でしょうということでありましたけども、莫大なお金を投資するということで、IT関連の企業はほくほくということも聞いております。

最後に、これだけはどうしても自治体がしっかりしてもらいたいというところを聞きたいと思います。共通番号に紐付けされる情報をね、できるだけ限定する。それから、地方自治体を始め、個人情報を管理している諸機関から情報を流出させない監視体制を作る。そして、個人情報の管理が適切かどうかを常に検証していく。それを報告する。このようなことが、今度のこのマイナンバーでは必要になると思いますが、その辺の体制づくりはどうにやっていくのでしょうか。よろしくお願いします。

議 長

町 長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君)まさにそれが、先ほど私が言いました特定個人情報保護評価を行って、そして評価をするっていうことは、きちっと情報が守れているかどうかを検証するわけですから、このシステムを動かして、そして個人情報の流出が行われないよう努めていくということですから、まずはこの動きをね、やっぱり注目して

いく、そして我々はこれをきちっと、この業務を個人情報保護評価、 PIAを実施していく、これが大切なことではないのかなと思います。

次に、番号に紐付きをするということなんですけども、個人番号については紐付きをすることは国が法律で認めたものしか紐付きできませんから、町が独自に紐付きをするということは、制度上難しいと思います。町が独自に紐付きをしようとするときには、多分条例を作って、議会の承認を頂いて、そして紐付きをするということになろうかと思いますので、行政が勝手に紐付きをして、その情報を集約をして内々使ってしまうということは許されていませんから、そこはご安心を頂きたいと思います。以上です。

議長

(榊原淑友君)これで一般質問を終わります。

日程第18、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと 思います。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第19、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と します。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とする ことに決定しました。

日程第20、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と します。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とする ことに決定しました。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友 君)「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とする ことに決定しました。

しばらく休憩をします。

(午後3時01分 ~ 午後3時03分 休憩)

議長

(榊原淑友 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第63号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

議案第63号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第63号「平成27年度森町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(榊原淑友 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第63号「平成 27年度森町一般会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説 明を申し上げます。

本補正予算は、今月1日から2日の秋雨前線による豪雨、及び6日から9日の台風18号の到来に伴う豪雨により、町内各地において発生した災害に対応するための経費を計上するものでございまして、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,316千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,795,069千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。 なお、事業箇所については参考資料の箇所一覧表をご覧下さい。

7・8ページ、9款1項5目、災害対策費251千円につきましては、崩壊土砂により住宅に被害を受けたお宅への住家災害復旧事業費補助金2件分でございます。

11款 1 項 2 目、林道災害復旧費3,515千円のうち、委託料2,715千円につきましては、林道曲尾線、及び明ヶ島線の災害復旧測量設計業務委託料であります。なお、災害復旧工事につきましては、補助

災害復旧事業として申請を予定しております。

使用料及び賃借料800千円につきましては、林道4路線の崩壊土 砂除去等の重機借上料でございます。

3目、治山施設災害復旧費1,400千円につきましては、既設治山施設からの土砂流出に伴う浚渫、及び山腹補修等に係る経費でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費8,150千円のうち、委託料4,750千円につきましては、町道草ヶ谷パイロット1号線、大上宮奥線、及び準用河川大洞院川の災害復旧測量設計業務委託料でございます。なお、災害復旧工事につきましては、補助災害復旧事業として申請を予定しております。

賃金1,100千円及び、使用料及び賃借料2,300千円につきましては、 町道等の路面整備、崩土除去、倒木処理等の経費でございます。

次に5・6ページの歳入ですが、財源は全て繰越金で対応することとし、19款1項1目、繰越金13,316千円を計上させていただいたものであります。

以上が、平成27年度森町一般会計補正予算(第4号)の内容でございます。なお、災害箇所について、一覧表を皆様方のお手元に事前に配布してございますけども、職員等で対応して経費を要しないものについては、この箇所図の中には入れてございませんので、ご承知おきいただきたく思います。以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

(榊原淑友君)これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員

(山本俊康 君)今回の災害復旧の関係で、補正ということで今説明を頂いたし、また、別の参考資料として場所も確認させていただきました。

説明の中で、林道それから公共土木施設の災害復旧、これについては、これから復旧をするための業務委託であったり、測量委託で

あったりというふうなことで、今この復旧に向けて事業を進めていくということで説明を頂いたわけですが、実際に災害復旧事業として、今後どのくらいの時期に事業として工事自体が予定されてくるのか、分かりましたらお願いをしたいというふうに思います。

それともう1点、それぞれの崩土等々があって、応急対応も状況の中でいろいろ、業者対応であるとか町自体でやっているとかというふうなことで説明を頂いたわけですが、これから先まだまだ雨の降ることもあろうし、これが実際崩土としてこれから雨が降った場合に、太田川本線に影響するような濁りの問題で出てくるのか、また、工事の中でそういうふうな一時的に濁りの発生することがあるのか、そこら辺をお聞きしておきたいと思います。

議 長 町 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君)まず、公共災害の復旧につきましては、委託料をお願いして事業予算を算出するわけですけども、この後には財務省、それと国土交通省の査定官が現地に参りまして、定金といいまして、我々がここからここまでの区間を公共災害で復旧したいと。で、事業費は幾らでという資料を提出します。その資料を見て、要望額満額つけば、それはその分が公共災害になるわけですし、これは不要だということで査定で蹴られたときには、認めてもらった部分しか復旧が公共災害でできません。

その災害査定の日程については、これからいついつ査定が入りますよということが連絡がくるわけでございまして、現時点においていついつということを申し上げることはできません。多分12月までには査定が入るんではないかなと思っております。7月の災害については、この9月に災害査定がございましたので、2箇月ぐらいの間にあるのかなと思いますと、12月の議会に、この災害復旧費の費用額を補正予算として要望できるのではないのかなと。

そののちに工事をやるとなると、年度内にできる所と繰越しをしなくてはいけない所と、査定では現年災と過年災っていいまして、27年に災害が起きて、27年度に予算をつけてくれたものは現年災っ

ていうんですけども、27年に災害が起きても28年に予算をつけると こは過年災っていう扱いになります。

12月の時点において現年災で認めてくれるのか、そこらも12月の時点でははっきりするかと思いますけども、現年災で認めていただければ3月までに工事ができるか、あるいは明許繰越をして予算は27年度予算だけども、28年度までかかる工事なのかは、その工事の度合いによろうかと思います。

なお、工事によって水が濁るかどうかについては、担当課長の方 から答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

議 長

建設課長

(村松 弘 君)建設課長です。水の濁りの関係でございますけども、今回河川で作業いたしますのは、大洞院川と一宮の小川、それから上飯田地内の太田川に出ます睦実川の3箇所が、河川の関係でございます。

小川につきましては倒木、大洞院川につきましては、これは補助 災害でございますので、来年の工事になりますが、当然護岸を決壊 しておりますので、作業のときに濁りは発生するかと思います。

睦実川につきましても、護岸の工事でございますが、これは護岸の内側の陥没でございますので、特に濁りが発生するような状況に はならないかなというふうに思っております。

それから、県の方にお願いしてあります三倉川、山腹の崩壊でございますけども、これにつきましては県の方で倒木の処理をしていただくというところでございまして、土砂の搬出については県の方からちょっとまだお返事を頂いておりませんので、その辺はちょっと承知しておりません。以上です。

議 長

(榊原淑友 君)産業課長。

産業課長

(三浦 強 君)産業課長です。林道施設災害の方の関係で、 公共施設の方の申請でございますが、その分の曲尾線・明ヶ島線こ の2線についてはちょうどそれぞれ河川が横についておりますの で、工事の際には若干濁りが出るということもあろうかと思います が、その際には事前に土木なり皆さんの方にもご連絡をしていきた いと思っております。

また、それ以外の治山の災害でございます。それぞれ沢の法面が緩んだとか、あるいはその沢から流出したということがございます。この3件についてはそれぞれ若干の濁りが出てくるというふうに予測されますので、これにつきましても事前にご連絡をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君)現地を見たところで、大上宮奥線の崩落ですけども、国・県なりへ災害査定ということですけども、そうなると認められた所しかできないという説明が現地でありましたけども、お金があればね、もうちょっとこっちの方が、もう既に道路にひび割れがあったりして、いついくかっていうのは分からんですけども可能性はあるというようなとこを直した方がいいじゃないかっていう意見もちょっと出たわけですけども、そういったものでできるという可能性があるところは今回は、独自でできるというような、やらなければいけないというようなところは、今回はないわけですね。

議長

(榊原淑友 君)建設課長。

建設課長

(村松 弘 君)建設課長です。今回の補正につきましては 災害復旧ということで、現況復旧が基本でございます。現況復旧す るために、どうしても附帯でやらなければいけない工事っていうの は、先ほどの補正予算、前回3号の補正予算でも町の単費を少しお 願いしたわけですけども、そういう可能性はありますが、崩落を未 然に防ぐための工事というようなことについては、今回は対応して おりません。以上です。

議長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄君)9月の豪雨によって発生した災害に対して、

迅速に対応をしていただき、こうして最終日に間に合って補正予算を提出いただきましたことは、大変有り難いことであります。また、公共災害については時間がかかるにしても、他のものについては補正予算可決後速やかに施工されることをお願いします。

公共災害につきましては、災害発生から3日以内に一報を入れるというようなお話を、当初予算のときに伺ったかと思います。昨年の神沢川の被災についてはそれができなかったので、今年度町単でという説明があったかと思います。今回の公共災害を申請する5箇所については、そういった日程上というか手続上既に必要な手続がとられているのでしょうか。

議長

(榊原淑友君)建設課長。

建設課長

(村松 弘 君)建設課長です。既に土木事務所の方には報告をしております。今後は申請書類を提出していくということになりますが、これは先ほど町長からもお話がありましたように、測量設計をして、金額がある程度出てきたときに出していくということでございます。報告は一報出ております。以上です。

議長

(榊原淑友 君)産業課長。

産業課長

(三浦 強 君)産業課長です。産業課の方も既に中遠農林 事務所の方にも一報を入れております。以上です。

議長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、議案第63号「平成27年度森町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年9月森町議会定例会を閉会します。

(午後3時22分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成27年9月25日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上